

国際特許分類

(2026年バージョン) (仮訳)

指針

日本国特許庁

指針

I. まえがき

IPC の目的 ; IPC の歴史 ; IPC 改正 ; 本分類の利用上の支援

1. 1975 年 10 月 7 日に発効した（1971 年の）国際特許分類に関するストラスブール協定は、公開特許出願書類を含む発明に対する特許、発明者証、実用新案及び実用証（以下“特許文献”と呼ぶ）のための共通の分類を規定している。本協定の第 1 条に従い、特別（IPC）同盟が設置された。国際特許分類は以下、“分類”又は“IPC”と呼ぶ。
2. IPC は英語およびフランス語で定められており、両言語の IPC 本文は同等の正文である。しかしストラスブール協定第 3 条第（2）項に従い他の言語で分類の正文が定められてもよい。
3. IPC のインターネット版は正式に公表された IPC であり、WIPO の IPC ウェブサイト上（<https://www.wipo.int/en/web/classification-ipc>）で閲覧可能である。このウェブサイトには、英語とフランス語の、現在有効な版／バージョンの IPC 全文の他に、IPC の過去の各版／バージョンが収録されている。
4. ストラスブール協定第 4 条第（5）項に従い、“国際特許分類”という言葉の略称である“Int.Cl.”は、IPC に従って分類される公開特許文献の分類記号の前に置いても良いと決定された。これらの記号の表記に関するより詳細な規定は、後述の XII 章にある。
5. [削除]

IPC の目的

6. IPC は、特許文献を国際的に一様に分類するための手段であり、特許出願書類中の技術開示の新規性、進歩性又は非自明性を評価する（技術的進歩及び有益な結果又は有用性の評価を含む）ために、知的財産庁や他の利用者が特許文献を検索するための、効果的なサーチツールの確立をその第一の目的としている。
7. さらに IPC には、次の役割を果たすという重要な目的がある。
 - (a) 特許文献中に含まれる技術及び法的情報へのアクセスを容易にするために、特許文献の秩序立った整理のための道具となること。
 - (b) 特許情報のすべての利用者に情報を慎重に広めるための基礎となること。
 - (c) ある技術分野における先行技術を調査するための基礎となること。
 - (d) 工業所有権統計を作成するための基礎となること、またその様な基礎が存在することにより今度は、種々の分野における技術発展を評価できる様にする。

IPC の歴史

8. IPC の初版の原文は、“1954 年の特許の国際分類に関する欧州条約（the European Convention on the International Classification of Patents for Invention of 1954）”に従って定められた。1968 年 9 月 1 日に公表された“発明のための特許に関する国際（欧州）分類（the International（European）Classification of Patents for Invention）”はストラスブール協定の署名以後に、すなわち 1971 年 3 月 24 日の時点で、IPC の初版であると見なされ、IPC の初版と呼ばれていた。
9. IPC は、その体系を改善し技術の進歩に対応するために定期的に改正されてきた。
10. IPC の初版は 1968 年 9 月 1 日から 1974 年 6 月 30 日まで有効であった。また、
 - － 第 2 版は 1974 年 7 月 1 日から 1979 年 12 月 31 日まで、
 - － 第 3 版は 1980 年 1 月 1 日から 1984 年 12 月 31 日まで、

- － 第4版は 1985年1月1日から 1989年12月31日まで、
- － 第5版は 1990年1月1日から 1994年12月31日まで、
- － 第6版は 1995年1月1日から 1999年12月31日まで、
- － 第7版は 2000年1月1日から 2005年12月31日まで有効であった。

10の2.2006年1月1日から 2010年12月31日までの間に有効であった版に関する IPC の改正後（後述の 11 項～13 項を参照）、IPC はコアレベルとアドバンスレベルに分割された。コアレベルの各版には、その版の発効年が表示されていた。例えば、IPC-2006 は 2006年1月1日から 2008年12月31日まで有効であり、IPC-2009 は 2009年1月1日に発効した。IPC のアドバンスレベルの新しいバージョンはそれぞれ、例えば IPC-2008.01 のように、そのバージョンが発効した年と月が表示された。しかし 2011年1月1日以降は、コアレベルとアドバンスレベルへの IPC の分割が廃止され、IPC の新バージョンそれぞれに、それが発効した年と月が、例えば IPC-2011.01 のように表示されている。

IPC の改正

11. IPC は長年、主に紙ベースの情報ツールとして構想され、開発されていた。しかし電子環境における IPC の効率的かつ効果的な活用を確かなものとするために、IPC の構造の変更およびその改正および適用方法の変更が必要とされた。

12. この理由により 1999 年、IPC 同盟の加盟国は IPC 改正の開始と、改正移行期間の導入を決定したが、この期間中に IPC 同盟は、IPC 改正と同時に、この改正により必要とされる変更を入念に考察しなければならなかった。改正移行期間は、1999 年に始まり、IPC 改正の基本期間は 2005 年に完了した。

13. IPC 改正の結果、IPC 分類表に以下の重大な修正がなされた。

- (a) 異なる分野に属する利用者のニーズをより良く満足させるために、IPC を、コアレベルとアドバンスレベルに分割した。
- (b) コアレベル及びアドバンスレベルにはそれぞれ、異なる改正方法を導入した。すなわち、コアレベルは 3 年ごとに改正し、アドバンスレベルは継続的に改正する。
- (c) IPC を改正する場合、特許文献をコアレベル及びアドバンスレベルへの改正に従って再分類する。
- (d) 定義、化学構造式、イラスト、情報参照といった、分類項目を明確にし、それらをより詳細に説明する追加データを IPC の電子階層に導入した。
- (e) 分類に関する一般原則及び分類規則を適宜検討し、改正した。

14. しかしながら IPC 同盟は 2009 年に、異なる改正手続きと公開サイクルをもつ 2 つの独立したレベルを維持するために生じる複雑な状態を憂慮して、IPC の別々のレベルの公開を廃止すると決定した。それでも廃止後もコアレベル利用者のニーズを満足させるために IPC 同盟は、これらの利用者はこれらの利用者が公開する特許文献を、IPC のメイングループを用いて（後述の 22 項を参照）分類することが可能であると決定した。

IPC の利用補助

15. 本指針は、特許文献を分類や検索をする目的で IPC をどのように利用すべきかを、簡潔な用語で、また例を用いて記そうとするものである。IPC の利用に関する追加補助として、WIPO の IPC ウェブサイト上 (<https://www.wipo.int/en/web/classification-ipc>) で以下のものが提供されている。

- (a) 定義、化学構造式、イラストを含む、IPC 中の補足的な情報（後述の 44 項～51 項を参照）
- (b) IPC のキーワードインデックス。これは、英語、フランス語並びに他の言語でも設置されてきた。

(c) IPC 改正の結果として、主題事項が IPC の異なる分類箇所間でどのように移されたかについての情報を与える、リビジョン・コンコーダンス・リスト (Revision Concordance List)。

(d) [削除]

16. [削除]

17. 印刷された紙媒体の IPC 分類表は、WIPO の IPC ウェブサイト上で利用可能な PDF ファイルを用いて作成できる。

18. IPC に関する連絡は、以下の宛先に宛てることとする：

World Intellectual Property Organization (WIPO)
34, chemin des Colombettes
CH-1211 Geneva 20 (Switzerland)
E-mail: ipc.mail@wipo.int

II. 分類記号のレイアウト

セクション；クラス；サブクラス；グループ；完全な分類記号

セクション

19. IPC は、特許の分野に相当であると認められる全知識体系を 8 つのセクションに分けて表現している。セクションは、IPC 階層の中で最も高い階層である。

(a) **セクション記号** –各セクションは、大文字 A から H までのうちの 1 つによって示されている。

(b) **セクションタイトル** –セクションタイトルは、そのセクションの内容をごく大まかに表すものと考えなければならない。8 つのセクションは次の通りタイトルが付けられている。

- A 生活必需品
- B 処理操作；運輸
- C 化学；冶金
- D 繊維；紙
- E 固定構造物
- F 機械工学；照明；加熱；武器；爆破
- G 物理学
- H 電気

(c) [削除]

(d) **サブセクション** –セクション内の見出し(“informative headings”)により、サブセクションが形成されることがあるが、この見出しは、分類記号のないタイトルである。

例: セクション A (生活必需品) には、次のサブセクションが含まれる。
農業
食料品；たばこ
個人用品または家庭用品
健康；人命救助；娯楽

クラス

20. 各セクションは、クラスに細分化される。クラスは、IPC の第 2 階層である。

(a) **クラス記号** –各クラス記号は、セクション記号にさらに 2 桁の数字を付けたものから成る。

例: H01

(b) **クラスタイトル**—クラスタイトルは、クラスの内容を表している。

例: H01 電気素子

(c) **クラスのインデックス**—幾つかのクラスには（例.G10）、そのクラスの内容の概略を幅広く示す、単なる参考として用いる要約であるインデックスが設置されている。

サブクラス

21. 各クラスは1以上のサブクラスを含む。サブクラスは、IPCの第3階層である。

(a) **サブクラス記号**—各サブクラス記号は、クラス記号にさらに1つの大文字を付けたものから成る。

例: H01S

(b) **サブクラスのタイトル**—サブクラスのタイトルは、サブクラスの内容をできるだけ精確に表している。

例: H01S 光を増幅または生成するための、放射の誘導放出による光増幅
[レーザ] 過程を用いた装置

(c) **サブクラスのインデックス**—多くのサブクラスには（例.H01S）、サブクラスの内容の概略を幅広く示す、単なる参考として用いる要約であるインデックスが設置されている。

(d) **ガイダンス見出し**—あるサブクラスの大部分が共通する主題事項に関する場合、当該主題事項が包含されている部分の最初に、その様な共通する主題事項を示すガイダンス見出しが付されていることがある。例. グループ H10B10/00 の前の「揮発性記憶装置」。

グループ

22. 各サブクラスは、“グループ”と称する細展開項目に分割されている。“グループ”はメイングループ（すなわちIPCの第4階層）又はサブグループ（すなわちIPCのメイングループ階層に従属するより下位の階層）のいずれかである。

(a) **グループ記号**—各グループ記号は、サブクラス記号を1本の斜線で区切って2つの数字を付けたものからなる。

(b) **メイングループ記号**—各メイングループ記号は、サブクラス記号に続く1桁から3桁の数字、斜線及び数字00からなる。

例: H01S 3/00

(c) **メイングループのタイトル**—メイングループのタイトルは、そのサブクラスの技術範囲内にあり、サーチにおいて重要であると考えられる主題事項の分野を精確に定義している。IPCにおいてメイングループの記号とタイトルは、太字で記載されている。

例: **H01S 3/00** レーザ

(d) **サブグループ記号**—サブグループは、メイングループの下細展開用項目を構成する。各サブグループ記号は、サブクラス記号に続きそのメイングループの1桁から3桁の数字、斜線及び00以外の少なくとも2桁の数字からなる。

例: H01S 3/02

分類表中のサブグループは、その番号が斜線の前の番号の小数であるかのように配列されている。例えば、3/036は3/03の後で3/04の前に配置されていなければならない。3/0941は3/094の後で3/095の前に配置されていなければならない。

(e) **サブグループのタイトル**—サブグループのタイトルは、その上位のメイングループの技術範囲内にあり、サーチにおいて重要であると考えられる主題事項の分野を精確に定義している。このタイトルの前には、そのサブグループの階層中の位置を示す1個以上のドットが置かれており、その直接上位に位置する最も近いグループで、そのサブグループより1つドット数の少ないグループの細展開項目を形成していることを示している（後述の25項～28項を参照）。サブグループのタイト

ルは完結した名詞句の表現であることが多く、この様な表現のタイトルである場合には、サブグループのタイトルは大文字で始まる。サブグループの直接上位に位置するグループで、そのサブグループはそのグループの下位に従属しており、そのサブグループのタイトルが、ドット数がそのサブグループより少ない直接上位のグループのタイトルの続きとして読める場合は、小文字で始まる。常にサブグループのタイトルは、そのサブグループの上位グループのタイトルに従属し、限定されるものとして読まなければならない。

例: H01S 3/00 レーザ
H01S 3/14 ・ 活性媒質として使用する物質に特徴のあるもの

3/14 のタイトルは、“活性媒質として使用する物質に特徴のあるレーザ”と読まなければならない。

H01S 3/05 ・ 光学的な共振器の構造または形状

3/05 のタイトルは完結した名詞句の表現であるが、階層中の位置を考慮し、このグループはレーザの光学的な共振器の構造又は形状に関する主題事項に限定される。

完全な分類記号

23. 完全な分類記号は、セクション、クラス、サブクラス及びメイングループ又はサブグループを表す、組み合わせられた記号から成る。

例:

A セクション - 第 1 階層	01 クラス - 第 2 階層	B サブクラス - 第 3 階層	33/00 又は 33/08 メイングループ - 第 4 階層 サブグループ - 第 4 階層より下位の階層
			グループ

III. IPC の階層構造

階層の原則；メイングループの中のみでの分類を選択する権利

24. IPC は、階層による分類体系である。より下位の階層の項目は、それらが従属するより上位の階層の細展開項目の内容である。

階層の原則

25. IPC は技術に関する知識体系全体を、階層を用いて、すなわちセクション、クラス、サブクラス、グループ及びサブグループを用いて、階層の降順に区分している。

26. サブグループ間の階層は、それらサブグループのタイトルの前にあるドット数、すなわちそれらの字下げレベル、のみで決まるのであって、サブグループの番号付けで決まるのではない。

例: G01N 33/483 ・ ・ 生物学的材料の物理的分析
33/487 ・ ・ ・ 液体状生物学的材料のもの
33/49 ・ ・ ・ ・ 血液
33/50 ・ ・ 生物学的材料の化学的分析, 例. 血液

この例では、33/以下の数字が 3 桁で 3 ドットのサブグループ 33/487 は、33/以下の数字が 2 桁で 4 ドットのサブグループ 33/49 より階層的に上位にあり、33/以下の数字が 3 桁で 2 ドットのサブグループ 33/483 は、33/以下の数字が 2 桁で 2 ドットのサブグループ 33/50 と同じ階層にあることを示している。

27. グループのタイトルの前にあるドットは、タイトルの重複を避けるために、そのグループより階層的に上位（字下げが少ない）のグループのタイトルの代わりとしても用いられている。

例: H01S 3/00 レーザ
 3/09 ・ 励起方法又はその装置, 例. ポンピング
 3/091 ・ ・ 光学的ポンピングを用いるもの
 3/094 ・ ・ ・ コヒーレント光によるもの

階層レベルを使わなければ、サブグループ H01S 3/094 は、“コヒーレント光による光学的ポンピングを用いるレーザの励起方法又はその装置”のようなタイトルを要するであろう。

28. 6 ドットのサブグループ H01F 1/053 と関連性を有する階層構造を、以下で例を示す。

セクション:	H	電気
クラス:	H01	電気素子
サブクラス:	H01F	磁石
メイングループ:	H01F	1/00 磁性材料を特徴とする磁石または磁性体
1 ドットサブグループ:	1/01	・ 無機材料
2 ドットサブグループ:	1/03	・ ・ 保持力によって特徴づけられるもの
3 ドットサブグループ:	1/032	・ ・ ・ 硬質磁性材料
4 ドットサブグループ:	1/04	・ ・ ・ ・ 金属または合金
5 ドットサブグループ:	1/047	・ ・ ・ ・ ・ 組成に特徴のある合金
6 ドットサブグループ:	1/053	・ ・ ・ ・ ・ 希土類元素を含むもの

グループ H01F 1/053 は、実際には“希土類元素を特に含む硬質磁性合金からなる、保磁力によって特徴づけられる無機材料の磁石”に関する分類箇所である。

29. [削除]

メイングループの中のみでの分類を選択する選択肢

30. 詳細に関する階層に分類するための十分な専門知識を持たない工業所有権庁は、メイングループのみに分類する選択肢を有する。

31. [削除]

32. [削除]

33. [削除]

IV. 分類表の表記

グループの配列順；見出し；タイトルの表記；参照；注；タイトル、参照および注で引用されている分類記号の解釈

34. IPC の利用を容易にするために、IPC の本文中には、階層上関連する分類項目のタイトルに加え、様々な要素及び表示が記載されている。

グループの配列順

35. 各サブクラス内のグループは、利用者の補助を意図する順番で配列されている。より最近に設置されたサブクラスに関しては、メイングループは通常、最も複雑な又はより専門性の高い主題事項から、最も複雑ではない又は最も専門性の低い主題事項へと並べられている。必要な場合には、残余のメイングル

ープ（例えば、99/00“このサブクラスの他のグループに分類されない主題事項”）が、これらより新設のサブクラスの系列の最後に置かれる。

見出し

36. 分類表中の連続する複数のメイングループが、それらのメイングループの間で共通している主題事項に関するメイングループである場合、その様な連続する複数のメイングループの最初のグループの前に"見出し"が設けられることがある。“見出し”は、この見出しの対象となるメイングループすべてに存在する共通の主題事項であることを示す、アンダーラインを施した短い記載である（例えば、グループ A01B 3/00 の前の見出し“ブラウ”を参照のこと）。このような見出しの対象となる一連のグループは、次の見出しの前まで連続しているか又は分類項目欄を横切る太線の前までに連続している。この太線は、次のグループが、見出しが設置されていない別の主題事項に関するグループであるときに用いられる（例えば、グループ A01B 75/00 の後の線を参照）。しかし例外的な場合として、見出しが単一のメイングループの全体を対象として設けられていることもある。

タイトルの表記：複数の部分からなるタイトル

37. 分類箇所のタイトルは、単一の句又は組み合わせられた複数の関連する語句（後述の 61 項を参照）を用いることにより、その意図する内容を示すことがある。

例: A42C 5/00 ハットの付属品または装飾品

 A01C 1/00 播種、または植付け前に種子、根、または類似のものを試験または処理する装置、または方法

37の2. 分類箇所の各タイトルは、セミコロンで区切られた、2 つ以上の別個の部分を用いて各々の内容を示すこともある。このような複数の部分からなるタイトルの各部分は別個のタイトルとして解釈すべきである。複数の部分からなるタイトルは、以下の 2 つの場合の何れにも用いられる。

(a) 単一の語句では適切に包含できない、別個の種類の子題事項を一緒に扱うことが望ましいと思われる場合、そのような複数の部分からなるタイトルは「製品 A；製品 B」、または「方法 A；方法 B」という形式になってもよい。

例：A47G 21/04 ・スプーン；ねり菓子用のもの

(b) 分類項目が、他の別個の部分の 1 つ以上によって包含されることが暗黙の内に包含されるであろうもの（後述の 92 項～98 項を参照）を含む、関連する主題事項のカテゴリーを包含していることを明確に表すことが望ましいと見なされる場合は、そのような複数の部分からなるタイトルは「製品；その細部」または「方法 A；方法 B」という形式になってもよい。

例：A23L 15/00 卵製品；それらの調製または処理

参照

38. クラス、サブクラスもしくはグループのタイトル又は注（後述の 41 の 2 項および 41 の 3 項を参照）は、IPC の他の箇所に注意を向ける括弧書に入った句を含んでいることがある。参照と呼ばれるこのような句は、参照による指示の対象となる主題事項が、参照が指示する（他の）1 つの箇所（または複数の箇所）に包含されることを示している。

例: A01D 69/00 収穫機または刈取機の駆動機構またはその部品
 (刈取機または収穫機のカッターのための駆動機構 A01D 34/00)

参照の機能

39. 参照は次の機能のうちの 1 つを有している:

限定参照

(a) **範囲限定** - ある主題事項が、参照が付されている分類箇所のタイトルに一見合致しているようであっても、それが包含される別の分類箇所に分類される主題事項であることを明確に示す参照である。この種類の参照は、参照が付されている分類箇所を適切に理解し、使用するために、非常に重要である。

従って、範囲限定参照とは、以下の要件の双方を満たすものである：

- (i) ある特定の主題事項が、限定参照がなければある分類箇所の要件および定義をすべて一般に満たしていると思われる場合、すなわちその主題事項は通常はその分類箇所で包含されると思われる場合でも、その主題事項をその分類箇所の技術範囲から除外するものであり、かつ
- (ii) この主題事項が分類される箇所を指示するものである。

例：A47 B25/00 カード用テーブル；その他のゲーム用テーブル（ビリヤード用テーブル A63D15/00）

確かにビリヤード用テーブルは、直感的にはカード以外のゲーム用テーブルに該当するが、そうではなくて A63D15/00 に分類される。

定義において、範囲限定参照は、“限定参照”という見出しの下に表の体裁で列記されている。

(b) **優先** - 他の箇所が“優先する”ことを示している参照は、主題事項が2つの箇所に分類される場合、又は分類する主題事項の異なる観点異なる箇所に包含される場合に用いられるが、そのような主題事項はこれら複数の箇所のうちの1箇所にのみ分類するのが望ましい（例えば、グループ A01D 43/00 を参照）。このような優先参照は、サブグループの段階で最も頻繁に付されているが、幾つかのグループが同じ様に優先参照の指示による影響を受ける場合には、優先参照はより上位の階層の注に置き換えられることがある（例えば、サブクラス A61M のタイトルに続く注 (2) を参照）。

優先参照は、優先参照の指示による影響を受ける分類箇所間の関係によっては、範囲限定参照の形態として機能するか、あるいは組み合わせの主題事項に関する分類規則として機能するかのどちらかとして機能することができる。

(i) 優先参照が付されている箇所の下位の分類箇所を指し示す優先参照の機能は、範囲限定参照のそれと同じである。

(ii) 優先参照が付されている箇所の技術範囲と、技術範囲が部分的に重複する分類箇所を指示する優先参照の機能も、範囲限定参照の機能と同じである。

(iii) 優先参照が存在する箇所の技術範囲と重複しない技術範囲を有する箇所を指示する優先参照は、組み合わせの主題事項に関する分類規則としての役割を果たす。

例（以下の分類表は仮想の分類表である）：

10/00 機械的手段（20/00、30/00 が優先）

20/00 油圧的手段

30/00 化学的手段

-10/00 から 20/00 への優先参照は、「油圧的手段は 20/00 に分類する。」と指示する範囲限定参照と同じ機能を果たす。油圧的手段は機械的手段の一種なので、この優先参照は 10/00 に包含される事項の細部を 10/00 から除外して、別の箇所(すなわち、20/00)に分類するよう指示している。

－10/00 から 30/00 へ指示する優先参照は、化学的手段それ自身が 10/00 に包含されない
ので、化学的手段それ自身を排除していない。この優先参照の機能は、通常は 10/00
と 30/00 の両方に包含される主題事項、すなわち、機械的手段と化学的手段を組み合わ
せた手段を、10/00 から除外することである。この除外によって、この優先参照は、こ
れらの箇所での分類ルールを定めている。

定義中の優先参照は、上述の 3 つのケースのうちのどれに該当するかに係わらず、”限定参照”と
いう見出しの下に、表の体裁で列記されており、問題の除外される主題事項が完全に記述されてい
る。

非限定参照

(c) **応用指向** － 機能指向の分類箇所に付されている参照は、発明が特に何かに適している場
合、特定の目的で用いられる場合または、より大きな系の一部である場合は、それら発明の主題事
項が包含される箇所を指示する。(85 項～87 項及び 89 項、90 項を参照) ；

例：主題事項がレーザーの場合、すなわち、誘導放出を用いる装置の場合は、サブクラス H01S
に包含されるが、以下は応用指向参照が指示する箇所である。

レーザーを用いる眼科手術	A61F9/008
レーザーアレイを用いるプリンター	B41J2/455
光学的記録または再生のためのレーザーヘッド	G11B7/125

定義中の応用指向参照の指示は、”応用指向参照”という見出しの下に表の体裁で列記されている。

(d) **残余箇所から** － 残余箇所に付された参照は、検討中の主題事項を包含する分類箇所を指
示する。

例：主題事項が光源の場合、メイングループ F21K 99/00 が IPC 全体の残余箇所であり、以下
は、検討中の主題事項である光源を包含する他の分類箇所を指示する参照の例であ
る。：

ろうそく	C11C5/00
白熱電灯	H01K
メーザ,レーザー	H01S

定義中の残余箇所からの参照は、”残余箇所からの参照”という見出しの下に一覧表の体裁で列記さ
れている。

(e) **情報参照** － 情報参照は、サーチにおいて重要であり得る主題事項であるが、情報参照が付
されている分類箇所の技術範囲内には無い主題事項の分類箇所を指示している。；

従って、情報参照とは以下の要件の双方を満足させるものである：

- (i) 主題事項が検討中の箇所に「該当しない」が、
- (ii) その主題事項は依然としてサーチの目的で重要であること。

以上の 2 条件と、むしろ範囲限定参照の 2 条件 (i) 及び (ii) とを比較することは有益である。

応用指向参照は通常、機能指向箇所が付され、応用指向箇所を示す。そのため情報参照は通常は応用指向箇所が付されて、機能指向箇所を示す。

定義において情報参照は、“情報参照”という見出しの下に表の体裁で列記されている。

限定参照 vs 非限定参照

上記の副項目(c)、(d)と(e)で定義されている 1 組の参照が非限定参照と呼ばれるのに対して、上記の副項目(a)と(b)で定義されている参照は限定参照と呼ばれる。

限定参照が設置されている場合は、分類表と定義層の双方に設置されている。しかし分類表に含まれる有用な関連情報量を増やす一方で分類表の読みやすさを維持するために、非限定参照は徐々に分類表から削除され、定義に移されている（後述の 48 項も参照）。

参照の利用及び解釈

40. 参照の利用及び解釈に関する細部のうちの幾つかのポイント:

(a) 参照は、通常それが属するタイトルの最後に置かれている。タイトルが 2 つ以上の部分からなる場合に参照は、それが関係するタイトルの最後に置かれる。例外的に参照が、それが置かれた部分より前のすべての部分と関係が無い場合があるが、このような場合、そうであることは文脈から明らかである。

例: A45B 杖（盲目者用の歩行補助具，例．杖，A61H3/06）；傘；婦人用または類似の扇（杖または傘用スタンドまたはホルダーA47G25/12）

(b) サブクラス又はグループのタイトルの最後に置かれた参照は、階層的にそのサブクラスまたはグループより下位の箇所すべてに関係する。

(c) [削除]

(d) [削除]

(e) 参照にグループが引用されている場合、そのグループは通常最も関連性のあるグループであるが、必ずしも関連性のあるグループがたった 1 つであるというわけではない。特に、参照に引用されたグループと階層的に関連性を有するグループにも留意すべきである。

(f) 参照において、主題事項の 2 以上の項目に同じ分類箇所が指示されている場合、これらの項目はコンマで区切られる。参照が指示するその様な分類箇所の分類記号は、参照の最後でのみ示される。

例: G01W 気象学（気象用にデザインしたレーダ，ソーナ，ライダーまたは類似の方式 G 0 1 S 1 3 / 9 5 , G 0 1 S 1 5 / 8 8 , G 0 1 S 1 7 / 9 5 ）

(g) 参照が、1 つの主題事項中の異なる項目に関してそれぞれ別個の分類箇所を指示している場合、主題事項の異なる項目はセミコロンで区切られ、それぞれ他の項目とは切り離して理解されなければならない。

例: A47J 31/00 飲料を作る装置（家庭用の食料品ろ過機械又はろ過器具 A47J 19/00；非アルコール飲料の調製，例．果実または野菜ジュースに対する成分添加によるもの，A23L 2/00；コーヒー又はティーポット A47G 19/14；ティーインヒューザ A47G 19/16；ビールの醸造 C12C；ぶどう酒，又は他のアルコール飲料の調製 C12G）

上述の1つの主題事項中の異なる項目の言葉使いの、根本となる部分と同じである場合は例外となる；この場合、異なる項目に関して共通して用いられる言葉は一度しか示されず、異なる項目それぞれに付される別個の記号はコンマで区切られる。

例: E21B 10/42 歯, ブレード, または切さく要素のようなもの, 例. フォーク式ビット, 魚尾形ビット, を持つ回転式ドリルビット (耐摩耗性の部分によって特徴づけられたもの E 2 1 B 1 0 / 4 6, 削孔流体のための導通路またはノズルによって特徴づけられたもの E 2 1 B 1 0 / 6 0, 分離可能な部分によって特徴づけられたもの E 2 1 B 1 0 / 6 2)

注

41. 注は、特定の用語、句、若しくは分類箇所の技術範囲を定義又は説明し、又は主題事項がどのように分類されるかを指示する。注は、セクション、サブセクション、クラス、サブクラス又はグループに付されることがある。

例: F42 シミュレータは一般にクラス G09 に包含されるが、このクラスは、シミュレーションの観点が含まれていることがある演習または訓練用の手段をも包含する。

A41D “外着”は、化粧着、水泳着およびパジャマを包含する。

B01J 31/00 このグループにおいては、水の存在は分類目的のために無視される。

注は関連する箇所及びその細展開箇所にのみ付され、一般的なガイダンスと矛盾する場合には、注がそれら一般的なガイダンスの全てに優先する。例えば、サブクラス C08F のタイトルの最後に付された注 (1) は、セクション C のタイトルの最後に付された注に優先する。IPC のセクション、サブセクション、又はクラスに付された注に記載されているすべての情報は、この注の情報の影響を受ける技術範囲を有するサブクラスの定義 (後述の 45 項~47 項を参照) 中にも包含されている。

タイトル、参照および注で引用されている分類記号の解釈

41の2. IPC 中のほとんどの分類箇所は階層により整序された体系であるので、細展開項目を有している。タイトル、参照または注において分類記号または隣接領域の分類記号が引用されているとき、その様な引用は、タイトル、参照または注に明示的に記載されたその分類記号のみから成るのではなく、その分類記号よりも階層的に下位の細区分展開項目の全領域からも成るものと理解しなければならない。このため、IPC は「・・・クラスおよびそのサブクラス・・・」、「・・・サブクラスおよびそのメイングループ・・・」または「・・・グループおよびそのサブグループ・・・」などの表現を用いない。例えばあるグループが引用されたときは、そのグループに従属する全てのサブグループ一式も、その引用されたグループに含まれている。同様に、あるサブクラスが引用されるとそのサブクラスは、そのメイングループとそれらメイングループのサブグループも含んでおり、あるクラスが引用されるとそのクラスは、そのクラスのサブクラス全部とそれらの内容物全部を含んでいる。

41の3.よって、特定のグループの隣接区間がタイトル、注または参照に示されているときは、その区間の末尾は、引用部分としないグループを一切組み入れることなく、区間の最後に置かれることを意図されたグループを包含する、階層的に最上位の分類記号により特定される。あるタイトル、参照または注において、隣接していない複数の分類箇所の引用を必要とする場合、そのタイトル、参照または注では、隣接したまとまりごとにそれぞれを別個に引用し、かつそのタイトル、参照または注の一部とすることが意図されていない分類箇所に関するいずれかの引用が含まれないようにする。

例：

サブクラスB23Dの注「このサブクラスは、紙と類似の方法で加工可能な金属箔を除く金属板または他の棒状材料をせん断する機械を包含する。金属箔のせん断はクラスB26に包含する。」は、B26のサブクラスの全ておよびそれらのグループの全ても包含されていることを黙示的に言及している。

B23D29/00のタイトル「手持金属せん断または切断装置（ニブリング運動によるものB23D27/02；せん断以外の手動金属切断装置B26B）」は、B23D27/02およびその2つのサブグループであるB23D27/04およびB23D27/06を、さらにはサブクラスB26Bのグループの全ても包含されていることを、黙示的に言及している。

B23D31/00のタイトル「せん断機またはその装置のうち B23D15/00～B23D29/00 に包含されないものまたは、これらグループのうち 2 つ以上のグループに包含されるもの；複合せん断機」は、B23D15/00～B23D29/00の区間内に存在するメイングループおよびそれらのグループの全ても対象となることを、黙示的に言及しているため、実際の区間は B23D15/00 から始まり、B23D29/02 で終わる。

V. 利用者のための情報

過去の版／バージョンに関する変更の表記；IPC の補足的情報

過去の版／バージョンに関する変更の表記

42. 利用者を補助するために、IPCの本文は、過去の版／バージョンに関して行なわれた変更の種類を示す幾つかの表示を示す方法で記載されている。IPCにおいて用いられているこの様な表記は以下の通りである。

- (a) イタリック体の文言は、以前の版／バージョンに関して、現行の版／バージョンで次の何れかを行った項目であることを意味している。
 - (i) 新しく追加された文言、又は
 - (ii) “固有スコープ”（後述の 74 の 2 項を参照）の変更、又は
 - (iii) 削除された文言（後述の (d) を参照）。

前述の (i) 又は (ii) の場合は、イタリック体での(i)または(ii)に関する記載のあとに角括弧で囲んだバージョン表記が続く（後述の (b) を参照）。

(b) 現在の版／バージョンの中で以前の版／バージョンの対応する文言に新しく追加された場合又は“固有スコープ”が修正された場合、バージョン表記はその変更前の以前の版／バージョンを示している（例えば [4] または [2008.01]）。

(c) 1つの同じ文言の後に、角括弧で囲んだ2つ以上のバージョン表記を続けても良いが、バージョン表記をより簡便にするために通常は、直近のバージョン表記のみが表記される。しかしその一方で、利用者がその様に希望すれば、残りのバージョン表記も表記される（例えば、直近のバージョン表記の上にカーソルを動かすことにより）。

(d) 現行の版／バージョンで削除されたグループの記号は、現行の版／バージョンでそのグループの主題事項が移された箇所又は当該主題事項を包含する箇所を示すイタリック体の表記と共に示される。

しかし過去の版／バージョンで削除されたグループの記号は、現行の版／バージョンでは記されない。

43. [削除]

IPC の補足的情報

44. IPC 分類表に加えて、IPC に関する理解を高め、IPC の利用しやすさを強化することを意図した、IPC の分類項目を明確にする、もしくはそれらをより詳細に説明する様々なデータが、WIPO のインターネット上の公開サイトよりアクセス可能である。

分類定義

45. 分類箇所の技術範囲は、IPC の分類表中に表示されている、参照および注が付された IPC のタイトルから決定することが可能であるが、その分類箇所に適している主題事項の正確な境界を明確にするためには定義を使用することを推奨する。定義は分類項目に関する補足的な情報を提供し、分類項目の明確化に役立つ、しかし定義は分類項目の技術範囲を変えることは無い。
46. 定義は構造化された書式に従って作成されるが、その書式の中で最も重要な部分は分類箇所の技術範囲をより詳細に説明する定義説明である。この定義説明では、タイトルで使用されている用語あるいは、IPC の分類箇所に分類される特許文献中で使用されている用語の代わりとなると思われる、関連する言葉及び句が使われている。定義には、タイトルに付された限定参照や情報参照の説明、IPC の分類箇所に影響を及ぼす分類のための特別なルールの解釈、および IPC の分類箇所で用いられる用語の定義等の他の説明も含まれている。
47. 定義は、限られた数のサブクラスとグループにのみ包含されている。しかし、IPC の整備を進める過程において、必要に応じてもっと多くのサブクラスに関して定義で詳細に説明され、また適切である場合にはメイングループまたサブグループに関して定義で詳細に説明されるようになるであろう。

非限定参照

48. サーチにおいて重要となり得る主題事項の分類箇所を示す非限定参照は、段階的に定義に移されている。非限定参照は、それらが付されている分類箇所の技術範囲を制限するものではなく、特許検索を容易にすることのみが意図されている。

化学構造式及びイラスト

49. 一般化学及び応用化学と関連する IPC の分野では、IPC の分類箇所の内容を視覚的に表現する化学構造式が非常に重要である。こうした化学構造式は、分類項目の技術範囲を定義し、又はその分類項目の細展開項目の技術範囲を解釈するために必要である場合、限られた数の分類項目において IPC 分類表に導入されている（例えば、メイングループ C07D 499/00 を参照）。
50. 定義には、更に多くの化学構造式が導入されている。この化学構造式は通常は例として用いられ、説明するという目的を果たしており、また、IPC の化学分野の内容の理解を促す役割も果たしている。化学構造式は、関連する分類項目に付されているハイパーリンクを介して見ることができる。
51. その他のイラストも、定義に導入された（例えば、メイングループ F23B 50/00 のサブグループに存在するイラストを参照）。

52. [削除]

VI. 用語法

標準的表現；用語解説

標準的表現

53. IPC 中の限られた数の用語を標準化することは可能であった。IPC の本文で使用される、標準化された表現の説明を以下に示す。

“に包含される”、“に分類される”

54. 主題事項が、ある分類箇所”に包含される (covered by/in)”と述べられている場合、これは、この主題事項を当該分類箇所に分類することを可能にする特徴を、その主題事項は有していることを意味する (例えば、グループ A41F 18/00 を参照)。“に分類される (provided for)”という表現は、“に包含される”と同じ意味を持つ (例えば、グループ B60Q 11/00 を参照)。

残余の主題事項であることを示すために用いられる表現

55. グループのタイトル中に認められる表現“他に分類されない (not otherwise provided for)”あるいはこれに類する表現は、“同じサブクラス内の他のいかなるグループに、または他のいかなるサブクラスに包含されない”ことを意味する (例えば、グループ B65D 51/00 を参照)。クラス又はサブクラスのタイトル中にこの表現がある場合にも同じことを意味する。しかし後述の 69 項に記述されているように、メイングループのタイトル中でこの表現を用いても、サブクラスの技術範囲は広がらない。

56. “…のグループに分類されない… (…not provided for in groups…)”と記載されているグループは、「…のグループ」に分類されない主題事項を包含する。“他の… (Other…)”と記載されているグループは、他の関連するグループ、例えば 1 つのサブクラス又はグループ内の同じ階層にある他の関連するグループ (例えば、A41F 13/00、B05C 21/00 をそれぞれ参照)、には包含されない主題事項のみを含んでいる。

57. 多くのサブクラス系列には、残余のメイングループが含まれている。残余のメイングループは、そのサブクラスの技術範囲内にある主題事項であるが、そのサブクラス中の他のメイングループのいずれにも含まれていない主題事項を包含している。そのような残余メイングループは、通常そのサブクラスの最後に置かれている。

組み合わされた主題事項を示すために用いられる表現

58. 幾つかのサブクラスにおいて、主題事項を“… 2 以上のメイングループに包含される… (… covered by more than one of main groups…)”のように表現しているメイングループがある。このようなグループは、幾つの特徴が組み合わされた主題事項であって、その特徴全体としては指定されたグループ内の単一のグループに包含されないもののみを包含する (例: C05B 21/00)。また、幾つかのサブクラスにおいて、主題事項を“…何れの単一のメイングループにも包含されない… (…not covered by any single one of main groups…)”のように表現しているメイングループがある。このようなグループでは、以下の主題事項双方が提供される：

- 幾つの特徴が組み合わされた主題事項であって、その特徴全体としては指定されたグループ内の単一のグループに包含されないもの
- 指定された範囲内のメイングループのいずれにも包含されない主題事項

「すなわち」、「例」

59. “すなわち (i.e.) ”という表現は、“同等である (equals) ”という意味を持ち、“すなわち (i.e.) ”によって継ぎ合わされた 2 つの句は等位であると考えなければならず、継ぎ合わされた句のうちの一方は、もう一方の句を定義している。

例: A01D 41/00 コンバイン, すなわち脱穀装置と結合した収穫機または刈取機

60. “例 (e.g.) ”という表現は、“例 (e.g.) ”の前に来る句の意味を限定しないが、“例 (e.g.) ”の後で1つ以上の例を挙げることで単に、“例 (e.g.) ”の前に来る語句を説明している。この表現は次の目的で用いられる。

(a) “例 (e.g.) ”の前に来る言葉に含まれる主題事項の典型的な例証を示すため

例: A42C 5/00 ハットの付属品または装飾品, 例. ハットのバンド

(b) “例 (e.g.) ”の前に来る語句からは直ぐに分からないかも知れないが、“例 (e.g.) ”の後に来る語句は確実に、“例 (e.g.) ”の前に来る語句の中に含まれ、その中で網羅されているという事実注意到意を向けるため

例: B62B 7/00 子供用運搬車; 乳母車, 例. 人形乳母車

(c) グループに含まれている主題事項であるが、その主題事項に関する、そのグループに從属するサブグループが設けられていない主題事項を示すために

例: G02B 6/122 基本的素子, 例. ライトガイドバス
6/124 ジオデシックレンズまたは集積化されたグレーディング
6/125 屈曲, 分岐または交差

“A及びB”、“A又はB”、“AかBの何れか一方”

61. 表現

- “A及びB”という表現は、AとB両方が同じ実施例又は実施態様中に存在する必要がある;
- “A又はB”という表現は、同じ実施例又は実施態様中に A または B が存在するか、A と B の両方が存在することを意味する;
- “AかBの何れか一方で、両方ではない”という表現は、同じ実施例又は実施態様中に A または B が存在するが、A と B の両方は存在しないことを意味する。

“一般”、“それ自体”、“に特に適合する”

62. “一般 (In General) ”という表現は、後述の 85 (a) 項で定義されるとおり、“一般”がついているその主題事項の特性がいかなる応用をも問題にしていなと見なされるもの、又は、特定の使用若しくは目的に特別に適合しているわけではないものを示す際に用いられる。

63. “それ自体 (Per se) ”という表現は、主題事項の 1 項目が、他の複数の項目との組み合わせの一部となっている場合とは異なり、主題事項そのものである唯一の項目であることを表している。

例:

H04N 21/80 コンテンツ・クリエイターによる、配信手順とは独立したコンテンツ又は追加データの生成あるいは処理; コンテンツそれ自体

64. “特に適合する (Specially Adapted for) ”という表現は、後述の 85 項の副項目 (b) で定義されるとおり、特定の用途又は目的のために変えられた又は特別につくられた “もの” を示す際に用いられる。

例: A47D 子供に特に適合する家具
A01K 63/02 . 生魚輸送のために特に適合した容器

“又は類似のもの”

65. “又は類似のもの (Or the Like) ”という表現は、この表現が付された分類箇所が、その分類箇所の文言により定められる通りの特定の主題事項に限定されるのではなく、本質的に同一の特徴を持つ類似の主題事項も含むことを強調するために時折用いられる。

例: A01D 3/00 大鎌, 小鎌, または類似のものの研磨剤を使用しない研磨装置

用語解説

66. 2部から成る、用語および表現の解説が、本指針の末尾に収載されている。本用語解説の第1部には、本指針で頻繁に用いられているIPCの原則及び規則と関連する分類用語及び表現が記されている。本解説の第2部には、IPC本文で用いられている技術用語及び表現が記されている。

VII. 分類箇所の技術範囲；グループの固有スコープ

サブクラス；メイングループ；サブグループ；グループの固有スコープ

67. すべての分類箇所の技術範囲は常に、検討中の分類箇所より階層上で上位のすべての箇所の技術範囲内で解釈されなければならない。

68. セクション、サブセクション及びクラスのタイトルは、それらの内容を大まかにしか示しておらず、これらのタイトルが一般的に示している内容と合致する主題事項を精確に定義していない。一般に、セクション又はサブセクションのタイトルは、そのセクション又はサブセクション内に見出されるべき主題事項の技術範囲の大まかな性質をきわめて漠然と示すものであり、クラスのタイトルは、その下位のサブクラスに包含される主題事項を包括的に示している。これとは対照的に、サブクラスに付されているすべての参照、定義または注を勘案するサブクラスのタイトルは、そのサブクラスに包含される主題事項の技術範囲をできるだけ精確に定義しているというのがIPCにおいて意図されていることである。同様に、メイングループおよびサブグループに付されているすべての参照、定義または注に従うメイングループ及びサブグループのタイトルも、そのメイングループおよびサブグループに包含される主題事項を精確に定義している（前述の28項の例を参照）。

68の2.一定の状況の下では、分類箇所は、その箇所で明示的に述べられたスコープより広い範囲を包含することができる：

- (a) 当該分類箇所の明示的に述べられた主題事項のために特別に適合された、または専らそれと共に使用される、そして他の分類箇所に分類されない細部または構成要素（下記99項を参照）：
- (b) 当該分類箇所の明示的に述べられた主題事項と、他の主題事項との組合せ（下記145項、150項および154項を参照）：
- (c) 当該分類箇所に包含されず、そして他の分類箇所にも包含されないが、当該分類箇所の明示的に述べられた主題事項と関連する、発明のカテゴリーの主題事項。例えば、もし特定の製品の製造のためのグループが存在しないなら、その製品ののためのグループがその製造をもまた包含する（下記92項～98項を参照）。

サブクラス

69. サブクラスの技術範囲は、次の諸項すべてを考慮して定義される。

- (a) IPCが扱う全知識体系の一部分の主要な特徴を、数少ない用語でできるだけ精確に記述しているサブクラスタイトル。当該一部分は、当該サブクラスのグループのすべてが関係する分野である。
- (b) サブクラスタイトルに続くすべての限定参照。これらの参照は、そのタイトルによって記述されている分野のうち、他のサブクラスに包含される部分、すなわち除外される部分を指示する。これらの部分は、タイトルによって記述されるその分野の実質的な部分を構成しているため、限定

参照はある意味ではタイトルそれ自体と同様に重要である。例えば、サブクラス A47D “子供に特に適合する家具” においては、このタイトルによって包含されている主題事項のうち相当の部分である学校用ベンチ又は机は、サブクラス A47B の特定のグループへの参照を考慮して除外されるというように、この参照はサブクラス A47D の範囲を大幅に変更する。

(c) あるサブクラスのグループに現れかつ主題事項を他のクラス又はサブクラスに属するものとするすべての限定参照も、当該サブクラスの範囲を制限する。例えば、サブクラス B43K “筆記用または製図用の器具” において、指示又は記録装置用の筆記尖端はグループ 1/00 の範囲外でありサブクラス G01D のグループ 15/16 に属するものと言及されている。このように、サブクラス B43K のタイトルによって包含される主題事項の分類範囲を減ずる。

(d) サブクラスタイトル又はそのクラス、サブセクション若しくはセクションタイトルに記載の注。このような注は、そのタイトル又は他の箇所で行われる用語又は表現を定義するか、又は、当該サブクラスと他の分類箇所との関係を明確にする。

例:

- (i) クラス F01 から F04 の上位の、セクション F のサブセクション のタイトル“機関又はポンプ”に続く注は、そのサブセクションの全体で使用される用語又は表現を定義している。
- (ii) サブクラス F01B のタイトルに続く注 (1) は、サブクラス F01C から F01P と関連性を有する技術範囲を定義している。
- (iii) セクション C のタイトルに続く注は、元素のグループを定義している。

サブクラスのタイトルは時々、その下位にあるすべてのメイングループのタイトルを取り入れていない場合がある。しかし、サブクラスの技術範囲は、その下位のメイングループのタイトルにおいて明確に言及されているすべての主題事項を包含しているものと常に理解されるべきである。

70. サブクラスの技術範囲に関するより詳細な説明は、そのサブクラスに定義が付されている場合は、その定義により供される。特に、そのサブクラスの下位のメイングループのタイトルにより、サブクラスの技術範囲に加えられたすべての主題事項の正確な境界が特定されている。

メイングループ

71. メイングループの技術範囲は、(前述したように) その上位のサブクラスの技術範囲内でのみ解釈されなければならない。この条件に従って、メイングループの技術範囲はそのタイトルにより決定されるが、それと同時にそのメイングループに付されたすべての関連する参照または注により変更される。例えば、タイトルが特定の装置に限定されているサブクラスの中の“軸受 (ベアリング)” に関するグループは、そのサブクラスのタイトルにある装置に特有な軸受の特徴、例えば、その装置内の軸受の配置、のみを包含するものとして解釈せねばならない。メイングループの技術範囲に関するより詳細な説明は、そのメイングループに定義が付されている場合は、定義により供される。

71の2.見出しは情報提供を意図するにすぎず、原則として見出しの対象となるグループの技術範囲を定義または変更するものではないという事実留意する。

サブグループ

72. サブグループの技術範囲も同様に、その上位のサブクラス、メイングループ及びすべてのその上位のサブグループの技術範囲内のみで解釈されなければならない。このことを条件として、サブグループの技術範囲はそのタイトルにより決定されるが、それと同時にそのサブグループと関連付けられている、すべての関連する参照または注により変更される。

例: A63B 身体鍛錬、体操、水泳、登山、またはフェンシングのための装置;

- 球技；訓練用具 (受動的鍛錬，マッサージのための装置 A61H)
- 5/00 跳躍装置 (跳躍用マット A63B6/00; 競争スポーツまたは乗馬スポーツ用，例．ハードル A63K)
- 5/08 ・ 踏切板 (トランポリントタイプの踏切板 A63B5/11)
- 5/10 ・ 水中スポーツ用
- 5/11 ・ トランポリン

(a) メイングループ 5/00 は、その上位のサブクラスのタイトルの技術範囲内で、すなわち、“跳躍のための体操用装置”として、読みとらねばならない。さらに、サブクラス A63B のタイトル“(受動的鍛錬のための装置，マッサージ A61H)”に続く参照は、受動的鍛錬またはマッサージのための装置に関するすべての主題事項をサブクラス A61H に分類する様指示している。それに加えてメイングループ 5/00“(跳躍用マット A63B6/00; 競争スポーツまたは乗馬スポーツ用，例．ハードル A63K)”にある参照は、跳躍用マットに関する主題事項はすべて、グループ A63B6/00 に分類し、競争スポーツまたは乗馬スポーツ用装置はサブクラス A63K の下位のグループに分類するよう指示している。

(b) メイングループ 5/00 の下位のサブグループ 5/08 は、“体操の跳躍のための踏切板”として読み取らねばならない。さらに、サブグループ 5/08 のタイトル(トランポリントタイプの踏切板 A63B5/11)に続く参照は、トランポリントタイプの踏切板をサブグループ 5/11 に分類する様指示している。

(c) サブグループ 5/10 はメイングループ 5/08 の下位に存在するので、サブグループ 5/08 の技術範囲内で、すなわち水中スポーツ用の踏切板として読み取らねばならない。

(d) 同様に、メイングループ 5/00 の下位に存在する、5/08 と同じワンドットのサブグループ 5/11 は、“体操の跳躍のためのトランポリン”として、読み取らねばならない。

73. サブグループは、その上位のグループにより包含されている主題事項の、特定の部分のみを含んでいる。その結果、あるグループは、その下位に一つのサブグループしか有しない場合もあり、または多くのサブグループを有する場合もある。各サブグループは、そのサブグループ内に包含されるサーチ範囲を示す役に立つ主題事項の一部が含まれるよう考案されている。よってグループは、そのグループの技術範囲内にあるが、その下位のサブグループに包含されない主題事項を分類するために用いられる。

74. すべてのサブグループの技術範囲は、それより階層的に上位のグループと比較した上で、そのサブグループのタイトルに明記されている 1 つ又はそれ以上の重要な特徴によって決定される。この事例では 2 つあるかと思われる。

(a) サブグループの重要な特徴が、それより階層的に上位のグループのタイトルで示されていない場合。

例: H01F 5/00 コイル
 H01F 5/02 ・ 非磁性支持物上の巻回

(b) サブグループの本質的な特徴がそれより階層的に上位のグループのタイトルで既に示されている場合。

例: A63C 5/00 スキー又はスノーボード
 A63C 5/03 ・ モノスキー，スノーボード

グループの固有スコープ

74の2.サブグループに属する主題事項はその親グループに分類すべきではないため、親グループ(すなわち、その親グループに属するサブグループを含む)の全体の技術範囲と、その親グループに属する 1 つのサブグループに実際に分類されるべき主題事項との間には違いがある。あるグループに実際に分類される

べき主題事項は、固有スコープと呼ばれる。サブグループを持たないグループの場合、そのグループの全体の技術範囲と固有スコープとは同一である。グループの下位に新たにサブグループが設けられると、そのグループの全体の技術範囲は変わらないが、固有スコープは縮小される。グループの固有スコープとは、そのグループ自身に分類されるが、そのサブグループには分類されない残余の主題事項のことであるとも理解できる。本指針の過去の各版において、「ファイルスコープ」という表現が「固有スコープ」に代わり使用されていた。したがって、これら 2 つの表現は同義であると理解しなければならない。

VIII. 分類の原則

発明情報；付加情報；主題事項のカテゴリー；；IPC 中の、発明の技術主題に関する分類箇所；機能指向箇所、応用指向箇所および残余の箇所；発明の技術主題の分類

75. IPC の第 1 の目的は、技術主題事項のサーチを容易にすることにある。したがって 1 つの同じ技術主題が IPC 内の 1 つの同じ分類箇所に分類され、かつそれによって IPC 内の 1 つの同じ分類箇所から取り出すことができるよう、IPC は工夫され、使用されなければならない、言い換えると例えばこの分類箇所は、その主題をサーチするのに最も適切な分類箇所でなければならないのである。

76. 特許文献中に、2 種類の情報がある場合がある。すなわち、“発明情報”と“付加情報”である。これらの表現の意味については、後述の 77 項～80 項で説明されている。分類記号を選択する際に適用される規則は、双方の情報とも同じである（後述の XI 章も参照）。本指針では発明又は発明の技術主題に対する説明のみが述べられることが多いが、本指針で述べられているその様な説明は、付加情報に含まれている技術主題に対しても同じ様に適用されると理解しなければならない。

発明情報

77. 発明情報は、従来技術への付加を表す、特許文献の完全な開示（例えば、明細書、図面、請求の範囲）の中にある技術情報である。この発明情報は、明細書及び図面を十分考慮した上で、特許文献の請求範囲を指針として用い、従来技術と照らし合わせ決定する。

78. “従来技術への付加”とは、主題事項が従来技術の一部とはならない、すなわち特許文献中の主題事項と、既に公知となっているすべての技術主題事項の集合との間に差がある特許文献において明確に開示された、新規性のある及び非自明なすべての主題事項を意味する。

付加情報

79. 付加情報とは、それ自体は“従来技術への付加”を示していないが、サーチャーに有用な情報を構成すると考えられる重要な技術情報である。

80. 付加情報は、例えば、組成物又は混合物の構成要素、方法又は構造の要素又は部分、分類された技術主題の使用又は応用などを明らかにすることにより発明情報を補足する情報である。

主題事項のカテゴリー

81. 技術主題事項は、方法、生産物、装置、又は材料（又はこれらの使用法あるいは応用法）を表していることがある。これらの用語は、通常は主題事項の区分と呼ばれ、次に例示するように、これらの用語の最も広い意味で解釈されるべきである。

- (a) 方法の例: 重合、醗酵、分離、形成、運搬、繊維の処理、エネルギーの変換と伝達、建築、食品の調製、試験、機械操作方法とその作動法、情報の処理と伝達

- (b) 生産物の例: 化合物、組成物、織物、製造物品
- (c) 装置の例: 化学的又は物理的方法に用いられる設備、工具、道具、機械、操作を遂行するための装置
- (d) 材料の例: 混合物の材料

82. 装置はそれがあある方法によって製造されるため、生産物と見なすことができるという点に注意すべきである。しかしながら、“生産物”という用語は、生産物が生産された後の当該生産物の機能とは関係なく、むしろ生産過程の結果、例えば、化学的方法又は製造方法の最終生産物、を示すために用いられる。一方、“装置”という用語は、例えば、ガス発生装置、または切断装置の様に、意図された用途又は目的と関連している。材料それ自体が生産物であることもある。

発明の技術主題を包含する IPC の分類箇所

83. IPC は、発明が本質的に主題とするすべての技術主題を、その構成部分を個々に分離して分類するのではなく、可能な限りその全体を分類できると保証するよう設計されている。

84. しかし発明の技術主題の構成要素も、その要素そのものが従来技術への付加である場合、すなわち、新規かつ非自明の主題事項である場合、発明情報と同然である場合もある。

機能指向箇所、応用指向箇所及び残余の箇所

85. 特許文献で論じられている発明の技術主題は、ものの固有の性質若しくは機能又はものの使用法若しくは応用の仕方のうちの1つに関して説明している。“もの”という用語は、ここでは例えば、方法、生産物又は装置のような有形無形を問わずすべての技術事項を意味して使用されている。このことは、IPCの構造に反映されており、IPCは次のような分類するための箇所を設けている:

- (a) もの“一般”、すなわち、そのものの固有の性質又は機能に特徴を有するもの、すなわちある特定の使用分野に限られないもの、又は使用分野についての記述を無視しても技術的な影響がないもの、すなわち、ある特定の分野での使用に特に適合していないもの
 - 例: (1) F16Kには、その中を通過する特定の流体（例えば、オイル）の性質又は、弁がその一部を形成する場合があるいずれかの系の性質に左右されない、構造上又は機能上の観点に特徴を有する弁が包含されている。
 - (2) C07には、その化学構造に特徴を有するが、その応用には特徴を有しない有機化合物が包含されている。
 - (3) B01Dには、フィルター一般が包含されている。
 - (4) B24Bには、研削または研磨のための方法一般が包含されている。
- (b) 特定の用途又は目的に“特に適合した”もの、すなわち、特定の用途又は目的のために変更又は特に構築されたもの
 - 例: (1) A61F 2/24 は、ヒトの心臓への挿入に特に適合した機械弁を包含する分類箇所である。
 - (2) B29D21/06 は、プラスチックまたは可塑状態の物質から作られた、楡または歯もしくは溝をつけた類似の物品に特に適した研磨を包含する箇所である。
- (c) ものの特殊な使用又は応用
 - 例: 特定の目的に特に適合するフィルター又は、他の装置と組み合わされたフィルターは、応用指向箇所に分類する（例えば、A24D 3/00、A47J 31/06）。
- (d) より大きな系へのものの組み込み
 - 例: B60G は、車両の車輪の懸架装置への板ばねの組み込みを包含する。

86. 前述の (a) 項を区分する分類箇所は“機能指向箇所”と呼ばれている。前述の (b) 項から (d) 項を区分する分類箇所は“応用指向箇所”と呼ばれている。

87. 一部の分類箇所、例えばサブクラスは、IPC の他の分類箇所と比較して、必ずしも一義的に機能指向である、または応用指向であるとは限らない。

例: F16K (弁等) 及び F16N (潤滑) はともに機能指向のサブクラスであるが、F16N は潤滑系に特に適合した一部の弁に関する応用指向箇所でもある (例えば、F16N 23/00…逆止弁の特殊な用い方)。一方、これとは逆に、F16K は、ゲート弁又はスすべり弁の潤滑特性に関する応用指向箇所でもある (例えば、F16K 3/36…潤滑に関し特徴のあるもの)。

さらに、“機能指向箇所”及び“応用指向箇所”という表現は必ずしも常に絶対的な表現であるとみなすことはできない。したがってある分類箇所は、他の箇所よりも機能指向の箇所であるが、さらに別の他の箇所と比べるとむしろ機能指向性は低いことがある。

例: F02F 3/00 は燃焼機関のピストン一般に関する分類箇所であり、従って特に燃焼機関の回転式ピストンに関する F02B 55/00 よりも機能指向の箇所であるが、ピストン一般に関する F16J よりも機能指向性は低い。

87の2.IPCにはまた、検討中の主題事項を包含するIPCの箇所が他にない場合に、そしてそのような場合のみにその主題事項を分類することを検討すべき箇所もある。そのような箇所は「残余の箇所」と呼ばれている。タイトルの中にある以下のような表現は、明らかに残余の箇所であることを示している：

- －「他に分類されない」
- －「・・・に分類されない」
- －「・・・に包含されない」

分類箇所が残余の性質を有するかどうかは、他のサブグループ、同じサブクラスの他のメイングループ、他のサブクラス、またはIPC全体さとの比較においてそうであることがある。IPC全体の中で、メイングループ99/00は、特別な残余の箇所である。

例:	F21 S15/00	メイングループは F21S11/00、F21S13/00 または F21S19/001 に包含されない光源を用いる非電氣的照明装置またはシステム
	G06Q99/00 A99Z	このサブクラスの他のグループに分類されない主題事項 このセクションの中で他に分類されない主題事項
	H05B	電氣加熱；他に分類されない電氣的光源； 電氣的光源一般のための回路装置

発明の技術主題の分類

一般的な注意

88. それぞれの発明が本質的に主題とする技術主題を、正確に特定することは非常に重要である。それ故、IPC 中で適当な分類箇所を決定するためには、前述の 81 項～85 項で定められている様に関連事項を検討すべきである。

例: 特許文献がピストンを開示している場合、その発明の技術主題がピストンそれ自体であるか、又はピストンそれ自体では無いのか、例えば、特定の装置に用いるためのピストンの特殊な応用または、より大きな系 (例えば、内燃機関内部の) におけるピストンの配置なのかを検討しなければならない。

89. 発明情報がある特定の使用分野に関するのみであって、応用指向箇所がかかる主題の分類を完全に含むように意図されていることがしばしばある。機能指向箇所は、主題の構造的又は機能的な特徴が2つ以上の使用分野に適用できるというようなより広い概念、又は特定の使用分野への応用が発明情報であると考えられないというようなより広い概念を含んでいる。

例: メイングループ C09D 5/00 は、応用指向の様々なコーティング組成物を包含する（例えば、C09D 5/16 は、防汚ペイントを包含する）。これに対し、グループ C09D 101/00～201/00 は、コーティング組成物の機能指向的観点、すなわち、組成物の基盤となる重合体、を包含する。

90. 技術主題を機能指向箇所分類すべきか応用指向箇所分類すべきかはっきりしない場合には、次の事項に注目すべきである。

(a) もし特殊な応用が述べられているが、特に開示されていない又は十分に特定されていない場合には、可能であれば機能指向箇所分類する。これはいろいろな応用が幅広く述べられている場合にありうる。

(b) もし主題の本質的な技術的特徴が、ものの固有の性質又は機能と、その特殊な使用又はより大きな系への特別の適用若しくはそれへの組み込み、の両方に関係する場合には、可能であれば機能指向箇所と応用指向箇所の両方に分類する。

(c) もし前述のサブパラグラフ (a) 及び (b) で示されている指針が使用できない場合には、機能指向箇所及び関連する応用指向箇所の両方に分類する。

91. より大きな系（組合せ）をひとまとめにして分類する場合、その大きな系の部分又は細部が新規かつ非自明である場合は常に、その様な部分または細部に注意を払うべきである。そのより大きな系と、その部分及び細部との両方を分類する必要があるからである。

例: ある文献が、特定のもの（例えば、板ばね）の、より大きな系（例えば、車両の車輪懸架装置）への組み込みに関するものである場合、その文献はそれゆえそのより大きな系に関する文献であるため、この系を包含する箇所（B60G）にその文献を分類すべきである。もし文献がもの自体（例えば、板ばねそれ自体）にも関する文献であり、そのものが新規かつ非自明であるならば、そのもの自体に関する箇所（F16F）に文献を分類することも必要である。

分類タイトルで明確に提供されていない主題事項のカテゴリー

92. 前述の 81 項～82 項によって明らかなように、発明の技術主題は、主題事項の異なるカテゴリーで表現し得る。もし、これらのカテゴリーの 1 つに対して個別の箇所が特定の技術主題に向けた IPC タイトルでは特定されていない場合には、IPC に設けられている最も適切な他のカテゴリーのための箇所を分類付与のために用いる（特定の場合については、後述の 93 項～99 項を参照）。こうした場合、これらの箇所のタイトルが、主題事項のカテゴリーがその箇所に適していることを直接示していない場合であっても、参照、注、定義、又は分類表の他のグループの類似の主題事項といった他の方法によって示される。定義がある場合は、定義では、分類のタイトルで特定されていない主題事項の関連するカテゴリーに適した分類箇所に関する具体的な情報が提供されるべきである。

化学元素の周期表

92の2.相反する指示がない限り、IPC の全セクションにおいて参照されている化学元素の周期表は、以下の表の上部にアラビア数字で表されている 18 族を有する表である、例、グループ D06M11/13 には当該周期表中のどの族の元素か記載がある。逆にどの周期系を参照するかが分類表に表示されている場合は、ローマ数字で表されている 8 族を有する周期系が用いられる、例、グループ H01F1/00 にはどの周期系を参照すべきか記載がある。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	IA	IIA	IIIB	IVB	VB	VIB	VII	[----VIII-----]	IB	IIB	IIIA	IVA	VA	VIA	VIIA	VIIIA	VIIIA	
Period																		
1	H																	He
2	Li	Be											B	C	N	O	F	Ne
3	Na	Mg											Al	Si	P	S	Cl	Ar
4	K	Ca	Sc	Ti	V	Cr	Mn	Fe	Co	Ni	Cu	Zn	Ga	Ge	As	Se	Br	Kr
5	Rb	Sr	Y	Zr	Nb	Mo	Ru	Ru	Rh	Pd	Ag	Cd	In	Sn	Sb	Te	I	Xe
6	Cs	Ba	Lanthanides	Hf	Ta	W	Os	Os	Ir	Pt	Au	Hg	Tl	Pb	Bi	Po	At	Rn
7	Fr	Ra	Actinides	Rf	Db	Sg	Hs	Hs	Mt	Ds	Rg	Cn	Nh	Fl	Mc	Lv	Ts	Og
			Lanthanides															
			Actinides															
				La	Ce	Pr	Nd	Pm	Sm	Eu	Gd	Tb	Dy	Ho	Er	Tm	Yb	Lu
				Ac	Th	Pa	U	Np	Pu	Am	Cm	Bk	Cf	Es	Fm	Md	No	Lr

化合物

93. 発明の主題が化合物それ自体（有機、無機又は高分子）に関する場合、それはその化学構造に従ってセクション C に分類する。またそれが特定の使用分野にも関係し、その使用分野がその主題の本質的な技術的特徴を構成する場合には、使用分野の箇所にも分類する。しかしながら、その化合物が既知であり、発明の主題が化合物の応用にのみ関係する場合には、それは使用分野を包含する箇所に発明情報として分類する一方、その化学構造については付加情報として化合物自体の箇所に分類してもよい。

混合物又は組成物

94. 発明の主題が混合物又は組成物それ自体に関する場合、そのような分類箇所が存在する場合、その組成物に従って分類する。例えば C03C（ガラス）、C04B（セメント、セラミック）、C08L（高分子化合物の組成物）、C22C（合金）。そのような箇所が存在しない場合には、それはその用途又は応用に従って分類する。用途又は応用も発明の本質的な技術的特徴を構成する場合には、混合物又は組成物は、その組成物及びその用途又は応用の両方に従って分類する。しかしながら、その混合物又は組成物が既知であり、発明の主題がその用途にのみ関係する場合には、それは使用分野を包含する箇所で発明情報として分類する一方、その混合物または組成物については付加情報として混合物または組成物自体の箇所に分類してもよい。

化合物の製造又は処理

95. 発明主題が化合物の製造方法又は処理方法に関する場合、その主題は当該化合物の製造方法又は処理方法に関する箇所に分類される。そのような箇所がない場合、当該化合物を包含する箇所に分類する。その製造過程から生じる化合物も新規である場合、その化合物もその化学構造に従って分類する。化合物クラスの製造又は処理のための一般的方法に関する発明主題は、使用されている製造方法に関するグループが存在する場合、そのグループに分類する。

装置又は方法

96. 発明の主題が装置に関する場合、もしそのような分類箇所が存在すれば、当該装置の箇所に分類する。そのような箇所が存在しない場合は、当該装置は、その装置により行なわれる方法を扱う箇所に分類する。発明の主題が生産物の製造又は処理の方法に関する場合は、行われる方法に関する箇所に分類する。そのような分類箇所が存在しない場合は、生産物の製造又は処理は、この方法を行う装置を扱う箇所に分類する。生産物の製造に関する箇所が全く存在しない場合は、製造装置又は製造方法は、その生産物を包含する箇所に分類する。

製造物品

97. 発明の主題が物品に関する場合、その主題はその物品を扱う箇所に分類する。その物品それ自体に関する分類箇所が存在しない場合、その主題は適当な機能指向箇所（すなわち、その物品が果たす機能に従って）に分類し、これができない場合にはその物品の使用分野に従って分類する。

例: 分類される物品が、製本に特に適したにかわディスペンサであるとき、これは"製本に特有なにかわまたは接着剤の塗布 (Applying glue or adhesive peculiar to bookbinding)"を網羅するグループ B42C 9/00 に分類する。特に製本用のにかわディスペンサに関する箇所がないので、これらの物品はその機能、すなわち、"にかわの塗布 (Applying glue)"に関する箇所に分類する。

多段階工程、産業プラント

98. 発明の主題が複数の工程又は複数の装置それぞれの組合せからなる多段階工程、又は産業プラントにある場合、それは全体として分類する。すなわち、こうした組合せが提供されている箇所（例えば、サブクラス B09B）に分類する。こうした箇所が存在しない場合には、その工程又はプラントによって得られる生産物の箇所に分類する。さらに発明の主題が組合せの構成要素にも関連している場合（例えば、その工程の各ステップ又はそのプラントの機械）、その各要素もそれぞれ分類する。

細部、構造部分

99. 発明の主題が、主題事項の（例えば、装置の）構造的又は機能的な細部又は部分に関する主題である場合、以下の規則を適用する。

- (a) 1 種類の主題事項のみに当てはまる、または 1 種類の主題事項に特に適した細部又は部分は、この種類の主題事項の細部に関する分類箇所が存在すれば、そこに分類する。
- (b) こうした分類箇所が存在しない場合、これらの細部又は部分は、検討中の主題事項に関する箇所に分類する。
- (c) 2 以上の異なる種類の主題事項に当てはまる細部又は部分は、より一般的な性質の細部に関する分類箇所が存在すれば、その箇所に分類する。
- (d) こうしたより一般的な性質の細部に関する箇所が存在しない場合、これらの細部又は部分は、これらが明確に当てはまるすべての種類の主題事項に従って分類する。

例: サブクラス A45B 中のグループ 11/00 から 23/00 は、いろいろな種類の傘を網羅しているのに対し、グループ 25/00 は 2 種類以上の傘に当てはまる傘の細部を含んでいる。

一般化学式

100. 関連した化合物の大規模な集合は、しばしば一般化学式を用いて表現又は請求される。一般化学式は、特定の選択肢の集合から選択される変数となる少なくとも 1 つの構成要素を有する化合物の属の形式で表記される（例えば、“マーカッシュ”タイプの化合物クレーム）。一般化学式の使用は、大量の化合物がスコープに含まれかつそれぞれ大量の箇所に分類可能である場合に問題が発生する。こうした場合は、サーチに最も有益である化合物のみを分類する。一般化学式を用いて化合物が特定されていれば、以下の分類手順を用いる。

Step 1: 新規かつ非自明の“十分に同定された”すべての化合物は、もしそれらが以下に該当すれば分類を付与すべきである:

- (i) 化合物それ自身として、またはある組成物中の化合物として明確に請求されたもの
- (ii) 請求された方法の生産物であるもの、または
- (iii) これらのうちの誘導体であるもの

化合物が“十分に同定された”と見なされるのは以下の場合である:

- (a) その構造が正確な化学名若しくは化学式で与えられるか又は、特定の反応物、すなわち反応物の選択肢リストから選ばれた、1つより多くない数の反応物質から得られる、その化合物の製造法からその構造が必然的に推測可能であり、また
- (b) 化合物が、物理的性質（例えば、その融点）によって特徴づけられているか、又はその製造方法が事実上の詳細を与える実施例として記述されている

実験式のみによって同定された化合物は、“十分に同定された”とは見なさない。

- Step 2: “十分に同定された”化合物が開示されている場合、例えばコンピュータで生成されたモデルから導かれた化合物で実際に実験されていない化合物の場合、正確な化学名、又は明らかにされた化学式を有する化合物のみに分類が付与されるべきである。分類箇所は、1つの箇所又は非常に小数のグループに限定すべきである。
- Step 3: マーカッシュ形式の一般化学式のみが開示されている場合は、実施形態となりうる記載のすべて又はその大部分を網羅する最も当てはまるグループに分類する。分類箇所は、1つの箇所又は非常に少数のグループに限定すべきである。
- Step 4: 前述の分類は義務的分類であるが、それに加えてこの様な一般化学式の技術範囲内にある他の化合物あるいは、コンピュータで生成されたモデルから直接導かれた化合物が重要である場合は、それらを非義務的に分類してもよい。

すべての“十分に同定された”化合物を最も具体的な分類箇所に分類することにより分類記号が多数になる場合（例えば、20箇所以上）は、分類付与官は分類記号の数を減らすことができる。これは、“十分に同定された”化合物の分類が、階層的に次の上位レベルにある単一のグループの下位にあるサブグループを多数付与することになる場合にのみ行われる。これらの化合物の分類は、その上位グループにのみ行うことができる。そうでない場合には、化合物は、すべてのより具体的なサブグループに分類する。

コンビナトリアルライブラリ

101. 多くの化合物、生物学的存在、又はその他の物質からなる集合体は、“ライブラリ (libraries)” の形式で表されることがある。ライブラリは、要素それぞれが多くの分類箇所に分類可能である場合、サーチシステムに無駄に負担をかける大量の要素を含む場合がよくある。よって、“十分に同定された”と見なされる各要素のみを、一般式の化合物と同様に、その要素を最も具体的に提供しているグループ（例えば、化合物ならセクションC）に義務的に分類する。ライブラリ全体は、サブクラス C40B の中の適切なグループに分類する。この義務的分類に加え、ライブラリの他の要素が重要であれば、非義務的分類も行う。

IX. 多重分類；二次的分類のための分類表；ハイブリッドシステム

多重分類；ハイブリッドシステム；インデキシング系列；インデキシングコードの適用

多重分類

102. IPCの第1の目的は、サーチを容易にすることである。特許文献の内容によっては、特許文献中で開示されている情報に2つ以上の分類記号の付与を要することがある。

103. 発明情報が2つ以上の発明性のあるものに関する情報であり、そのそれぞれの発明情報が異なるグループに分類可能である場合、その様な発明情報が含まれる特許文献を多重分類する必要がある。この例としては1つの特許文献に、それぞれ様々なグループに分類可能な、選択肢の集合から選択される実施例が複数記載されている場合がある。別の例は、特許文献が生産物およびその製造方法の両方に関する文献であり、その生産物および製造法の両方を包含するグループが存在する場合である。

104. [削除]

105. 1つの発明性のあるものが、異なるグループに含まれる複数の観点により特徴づけられる場合も多重分類されるべきである。この例としては、1つの機械装置はその構造、その機械装置を製造する材料およびその制御手段により特徴づけられることがあり、これらの観点それぞれを分類可能な異なるグループが存在する可能性がある場合が挙げられる。別例としては、発明性のあるものを、機能指向の分類箇所と応用指向の分類箇所の両方に分類するのが等しく重要である場合が挙げられる。

105の2. 多重分類または、インデキシングと組み合わせた分類（後述の108項～112項を参照）はまた、サーチにおいて重要な付加情報を分類するために望ましい。

106. IPCの幾つかの分類箇所では、これらの分類箇所に於いて多重分類をどの様に実施すべきかをもっと具体的に説明する注が添付されている、例、サブクラス B60W の注 (3)。

107. [削除]

二次的分類のための分類表

107の2. IPC分類表のある部分には、IPC分類表の効率を向上させることを目的とする二次的分類のための分類表が提供されている。二次的分類とは多くの場合、IPCのどこか他の箇所で部分的にまたはすべて含まれる観点を包含する分類表のことであり、複数の領域にまたがって組み合わせられた分類記号を用いて主題事項の完全な探索を可能にすることを目的に、IPCの別の分類箇所で付与された分類記号と共に、この二次的分類のための分類表に基づく分類記号が常に付与される。但し二次的分類のための分類表に基づく記号は、本書の以降の第156項(a)で示されている意味で分類記号の最初に記載されない。二次的分類の記号は、必要に応じ「発明情報」または「付加情報」の何れかに対して付与することができる。二次的分類のための分類表の例は以下の表中で説明されている。二次的分類のための分類表の使用者達は、当該分類表中の注に従うことになるであろうことを認識すべきである。

二次的分類が必要とされるIPCの箇所	分類表における使用の指示	併用される二次的分類
A01N, C12N, C01, C07, C08	化合物または組成物の殺生物剤, 有害生物忌避剤, 有害生物誘因剤または植物生長調節活性	A01P
A61K	製剤の治療活性	A61P
C01, C07, C08	化合物の治療活性	
C12N	単細胞蛋白質または酵素の治療活性	
A61K 8/00, C11D, C12N, C01, C07, C08	化粧品または類似化粧品製剤の使用	A61Q
C12N	微生物または酵素を含有する化粧品または類似化粧品製剤の使用	
IPC全体の中で該当する分類箇所	用いられる方法または材料の別が無い付加製造（例、3次元[3D]印刷）の観点	B33Y
IPC全体の中で該当する分類箇所	個々の原子または分子の操作により形成されるナノ構造物に限定されない、すべての方法によ	B82Y

	り製造されるナノ構造物の応用 および観点	
IPC全体の中で該当する分類箇所	サブクラス G16Y の注で特定されるモノのインターネット (IoT) に関する観点	G16Y

ハイブリッドシステム；インデキシング系列

108. IPC の特定分野においては、IPC の有効性を高める目的で、ハイブリッドシステムが導入されている。

109. 各ハイブリッドシステムは、IPC 分類表及びこれに関連した補足的なインデキシング系列から構成される。インデキシング系列は、適切な分類箇所のタイトルに明示的に包含されていない付加的な観点を特定する。ハイブリッドシステムに分類する際は、まずその技術主題に適したすべての分類記号を付与する。そして、これらの分類記号のうち 1 以上の分類記号と関連しているインデキシング系列の適切なインデキシングコードを、それらがサーチに有用である技術主題に関する情報の要素であることを特定するものである場合、追加することができる。

110. インデキシングコードは分類記号と同様の形式を持っている。分類体系を有するサブクラス内にあるインデキシング系列は、サブクラスの分類体系の後に置かれ、その番号は原則として 101/00 から始まる。一部のサブクラスは、1 つ以上のサブクラスの分類記号と共にインデキシングコードを付する目的でしか使用されないものもあるが、この様なサブクラスは、そのタイトルにその様に表示されている。この様なサブクラスでは通常、分類記号を付与するためのサブクラスに設置されているインデキシング系列で用いられているものと同じ番号体系を用いている（サブクラス F21W 及び F21Y を参照）が、中には、標準の分類記号に関する番号体系と同様の番号（例えば、1/00）を用いていることもある（サブクラス C10N、C12R、B29K、G29L を参照）。

111. インデキシングコードは、分類記号と関連付けられないと利用できない。インデキシングコードが使用できる IPC の各分類箇所は、注で示されている。同様に各インデキシング系列の前にある、注、タイトル、又はガイダンス見出しは、これらのインデキシングコードが関連付けられている分類記号を示している。

111の2. インデキシング系列が使用されている分野の一覧は、WIPO ウェブサイト上の IPC Publication からアクセスできる別文書、Indexing Schemes in the IPC[PDF]、に掲載されている。
(<https://cdn.ipcpub.wipo.int/media/help/en/indexing.pdf>)

112. インデキシング系列のレイアウトはできる限り階層状にして体裁を整えている。一部のインデキシング系列の番号付与方式は、データベースのサーチを行なう際にインデキシングコードのトランケーションができるようにしてある。

例（サブクラス C04B に設置されているインデキシング系列の一部）：

- 103/00 活性成分の機能または特性
- 103/10 ・ 促進剤
- 103/12 ・ ・ 凝結促進剤
- 103/14 ・ ・ 硬化促進剤
- 103/20 ・ 遅延剤
- 103/22 ・ ・ 凝結遅延剤
- 103/24 ・ ・ 硬化遅延剤
- 103/30 ・ 減水剤、流動化剤、AE 剤

インデキシングコードの適用

113. サーチにおいて望ましい場合インデキシングコードは、既に適切に分類されている発明の技術主題に関する情報の要素を特定するために使用することができる。

114. インデキシング系列においては、階層的に上位のグループは、残余という意味で、すなわち、その細展開項目のどこにも設けられていない特別の特徴を記録するために利用するだけである。サーチに有用な技術主題に関する2つ以上の情報要素をインデキシングする場合、こうした要素それぞれについて、この要素を提供している階層的に最も低いインデキシンググループを適用すべきである。残余主題事項をインデキシング系列のメイングループへインデキシングすることは、これがサーチに有用である場合に限られるべきである。インデキシングは、主に情報の見出しとして用いられる、非常に広い又は一般的な範囲であるメイングループに行われるべきでない。

例: フランジを取り付けるための溶接方法は、軌道のレール、構造梁及び軌道車両の車輪の製造に適用できるものとして記述されている。この場合は、B23K 101/26 及び 101/28 を、レール及び梁についてそれぞれ適用しなければならない。軌道車両車輪は B23K 101/00 に広い範囲で包含されるが、このコードは、あまりに一般的でサーチに有用な情報を提供しないため、適用すべきでない。関連しているインデキシング系列の以下の抜粋を参照すること。

- 101/00 ハンダ付、溶接または切断により製造される物品
- 101/02 . . ハニカム構造
- 101/04 . . 管状または中空物品
- 101/06 . . . 管
- 101/08 フィンまたはリブ付のもの
- 101/10 . . . パイプライン
- 101/12 . . . 容器
- 101/14 . . . 熱交換器
- 101/16 . . 無期限長さのバンドまたはシート
- 101/18 . . シートパネル
- 101/20 . . 工具
- 101/22 . . 金網、線材編物または類似物
- 101/24 . . 枠組
- 101/26 . . 軌道レールまたは類似のレール
- 101/28 . . 梁

X. 義務的分類；非義務的分類及びインデキシング

一般的アプローチ：義務的分類、非義務的分類、インデキシング；公開段階の異なる特許文献の分類手順

一般的アプローチ

115. 前述の 77 項～80 項で示されているように、特許文献は発明情報に加えて付加情報も含んでいることがある。

116. 発明情報は、望ましい場合は関連するインデキシングコードと共に、分類記号により示される。

117. 付加情報は分類記号により示されるか、または付加情報に付された分類記号と関連性のあるインデキシングコードによって示される。

義務的分類

118. ストラスブール協定の第 4 条第(3)項によると、特別同盟加盟国である、管轄権を有する当局は、特許文献を分類する際に“その特許文献が主張する発明に付与される IPC の完全記号”を表示しなければならない。すなわちこの条項は、発明情報を示す分類記号を付与することは同盟国の義務であると解釈する。

非義務的分類；インデキシング

119. 付加情報がサーチに有用となり得る場合は、付加情報を分類又はインデキシングすることが望ましい。

公開段階が異なる特許文献の分類手順

120. 前述の 77 項で説明されている特許文献中の発明情報は、すべて分類すべきである。特許文献は審査の様々な段階で分類されるが、その様な審査段階によっては、精確な発明情報が完全に決定されていないことがある。後述の 121 項～130 項では、主な種類の特許文献（特許取得文献、先行技術調査が完了している公開特許出願書類、先行技術調査が完了していない公開特許出願書類）を分類するための、これら文献の最終的な発明情報に最も近い、発明情報の概略を決定する手順が要約されている。

先行技術調査及び審査後に特許された文献の分類

121. 特許文献の請求の範囲に含まれるすべての主題事項は、請求された主題事項の新規性及び非自明性のあるすべての構成要素又は成分（組合せの構成要素）と共に、発明情報として分類されなければならない。また分類は、各請求項の主題事項全体、及び請求項に記載の発明の実施例に基づいて行われるべきである。

122. 新規性及び非自明性のある未請求の主題事項が開示されていれば、それらもすべて発明情報として分類されなければならない。

123. サーチにおいて有用であれば、請求項に記載されている又は請求項には記載されていないが開示されている発明情報を補足する付加情報は、すべて分類又はインデキシングすることが望ましい。

先行技術調査は完了しているが未審査の特許文献（例えば、特許出願書類）の分類

124. 先行技術調査の結果、新規性及び非自明性があると思われる、請求されているあらゆる主題事項は、請求された主題事項の新規性及び非自明性のある構成要素又は成分（組合せの構成要素）と共に、発明情報として分類されなければならない。

125. 先行技術調査の結果、新規性及び非自明性があると思われる未請求の主題事項が開示されていれば、それらもすべて発明情報として分類しなければならない。

126. サーチにおいて有用であれば、請求項又は未請求の開示において記載されている発明情報を補足する付加情報は、すべて分類又はインデキシングすることが望ましい。

先行技術調査が完了していない特許文献の分類

127. その技術分野における専門家である分類付与官の見解において、新規性及び非自明性のある可能性をもつ請求されたすべての主題事項は、請求された主題事項の新規性及び非自明性のある可能性をもつ構成要素又は成分（組合せの構成要素）と共に、発明情報として分類しなければならない。

128. その技術分野における専門家である分類付与官の見解で、新規性及び非自明性がある可能性がある未請求の主題事項が開示されていれば、それらもすべて発明情報として分類しなければならない。

129. 関連技術分野の専門家でない分類付与官の場合は、分類する主題事項を決定するためにすべての請求項を用いなければならない。

130. サーチにおいて有用であれば、請求項又は未請求の開示において記載されている発明情報を補足する付加情報は、すべて分類又はインデキシングすることが望ましい。

概説

131. 各特許文献はその全体が単独の分類項目に属するものとして分類すべきでなく、その特許文献の中で請求又は開示されている、異なる発明性のあるものすべてを特定し、別々に分類すべきである。このような異なる発明性のあるものは、例えば異なる請求項、別の変形、又は主題事項の異なるカテゴリー（例えば、生産物又はその生産方法）などより表される。

131の2. 1つの文献に存在する2つ以上の異なる発明性のあるものが、同一グループに包含される場合、そのグループの分類記号は1回のみ付与される。もし、ある発明性のあるものが特定のグループに発明情報として分類するのが適当であり、かつ同じ特許文献の中にある別の発明性のあるものが付加情報として同じグループに分類するのが適当である場合、発明情報の分類記号のみがその文献に付与される。

132. 発明情報を示す未請求の主題事項は、同一の特許庁に出願された、関連する公開済みの出願公開特許出願書（例えば、公開された分割出願の親出願）の分類において十分に特定されている場合は分類する必要はない。

133. 分類付与官が、特許文献に発明情報が存在しないと判断する場合でも、少なくとも1つの分類記号を、発明情報を表す記号としてその特許文献に付与しなければならない。こうした状況では、分類付与官がサーチにおいて最も有用であると判断する部分に基づいて、この様な分類記号を付与すべきである。

134. 不要と思われる分類記号を最小限にするために、以前に公開された出願の分類は、その出願が特許付与、サーチ、評価又は放棄される際に、その分類を確認または変更する目的で再検討することができる。しかし、知的財産庁の中には、出願を一度のみ分類し、特許を付与する際に分類を再検討しない庁もあることに留意すべきである。

XI. 分類箇所を選択するためのルール

一般ルール；優先ルール；特別ルール

135. 特許文献をどこに分類するか決定する前に、前述の 77 項～101 項で説明されているように、特許文献に記載されている発明情報及び付加情報を正確に決定する必要がある。この情報が一旦決定すると、できるだけ完全に分類しなければならない。分類する情報は、全ての一般的な分類規則に記載されている方法と同じ方法で決定される。特定の特徴に関する分類箇所の有無によって、分類する情報の内容を修正すべきでない（前述の X 章を参照）。

サブクラスの選択

136. IPC は階層による分類体系であるので、IPC の階層構造を利用する体系的アプローチを使用し、その様なアプローチを段階的に辿って、発明の主題を分類する適切なサブクラスを決定することができる。まず関連したセクションを特定し、それから適切なサブセクション及びクラス、並びに、選択したクラスの下位にある、当該主題を最も十分に包含しているサブクラスを特定できる。このアプローチに従う際は、セクション、サブセクション及びクラスの各タイトルは、範囲についての大まかな示唆を与えるのみであることに留意すべきである。

137. 関連したサブクラスを決定するためには、代わりの方法の方が効果的なことがしばしばある。この代わりの方法には、以下を挙げることができる。

- (a) IPC のキーワードインデックス（アルファベット順）の使用
- (b) IPC 本文又はキーワードインデックスのテキスト検索
- (c) 検討中の主題と最も関連性のある、既存の特許文献の分類記号の検討。例えば、関連する技術用語によるテキスト検索中に見つけた文献の統計的分析による検討。しかし、検討中の特許文献とは別の文献に付与された分類を利用して、検討中の主題と関連するサブクラスを決定するときは、慎重を期するべきである。なぜなら、文献の分類は、その開示された文献の異なる部分に基づいて行われることがあり得るからである。

これらの代わりの方法で、サブクラス以上の特定の分類箇所を決定することができるが、これが分類に関連しているかどうかは、その分類箇所の、階層的に上位にある分類箇所及び IPC のその特定箇所の分類規則を考慮し、その分類箇所の範囲を見て確認しなければならない。

138. 前述の方法を用いてサブクラスを特定した後は、そのサブクラスの技術範囲が、分類する技術主題を包含するに足りるだけ広いかどうかを確認する必要がある（前述の VII 章“分類箇所の技術範囲”を参照）。このために、参照、そのサブクラスのタイトルに続く注、及び定義を、それらが存在すれば調べるべきである。

グループの選択

139. 適切なサブクラスを選択した後、当該サブクラス内で関連するメイングループ及びサブグループを決定するために、サブクラスの選択で用いた IPC の階層構造を用いる手順に従うべきである。この手順を適用する前に、後述の 3 つの一般分類規則（一般ルール、ファーストプレイス優先ルール及びラストプレイス優先ルール）のうちのどれが選択したサブクラスで用いられているか、及び分類のための特別分類ルールが適用されているかどうかを確認する必要がある。一部のサブクラスにおいては、その中の異なる部分で異なる一般分類規則が用いられている。例えば、仮に分類表の中で一つのメイングループのみがラストプレイス優先ルールを用いており、他のメイングループが一般ルールを用いる場合、メイングループの選択は一般ルールを用いて行い、サブグループの選択はその関連するメイングループの中で適用されているルールに従って行われる。

140. 後述の各項では一般分類規則同士の相違が記されるが、各一般規則には以下の重要な特徴が共通していることに留意することが重要である。

- (a) 技術主題の多くは、そのサブクラス系列の1つのグループでのみ完全に包含されている。この場合、そのサブクラス系列で用いられている一般分類規則に関係なく、その主題はこのグループに分類する。
- (b) 特許文献に2以上の発明の主題が開示されている場合、各主題を分類する際に、そのサブクラスで用いられる一般規則を別々に適用する。
- (c) 発明の主題の組み合わせの要素が新規かつ非自明そのものである場合、そのサブクラスで用いられる一般規則に従って別々に分類する。

関連する単一又は複数のグループの決定に、そのサブクラスに用いられる一般分類規則が重要となるのは、分類する技術主題がそのサブクラスの2以上のグループに包含される場合のみである（すなわち、いくつかのグループの技術範囲が重複している可能性がある、またはサブクラスに属するグループが、その主題の組み合わせの要素にのみ適用できるものであって、その主題そのものには適用できない場合。）

一般ルール

141. 一般ルールは、IPCにおける“デフォルト”の分類規則であり、ファーストプレイスまたはラストプレイス優先ルール、または分類のための特別規則が指定されていないIPCのすべての箇所でも適用されている。

142. 後述の146項～154項に記載されているファーストプレイス優先ルール及びラストプレイス優先ルールとは全く異なり、IPCの一般ルールが適用されている箇所ではすべての優先ルールが適用されない。IPCの一般ルールの適用箇所に分類する場合は、適切な分類箇所のすべてに分類すべきである（例えば、前述の88項～91項を参照）。

(a) [削除]

(b) [削除]

143. 複数の観点に特徴がある主題事項を分類する際、又は、サーチにおいて有用な情報に付加的な分類記号を付与する際には、多重分類の原則が適用される（前述の102項～107項を参照）。

144. 適切なサブクラスを選択した後、その中から分類する主題事項を包含するメイングループを1つ以上見つけ出すために、そのサブクラスの下位のメイングループをすべて確認すべきである。適切なメイングループが見つかったらそのそれぞれの系列の中で、その主題事項を包含する最も下位のサブグループが見つかるまで、または次の階層レベルのサブグループが分類する主題事項を包含しなくなるまで、この手順を各階層レベルで繰り返すべきである。

(a) [削除]

(b) [削除]

(c) [削除]

145. 2つ以上の構成部分、例えば多段階工程または幾つかのサブシステムを含むシステム、の組合せに関する主題事項は、その様な組合せの全体を包含するグループに主に分類する。この様なグループに分類しても、分類する組合せの構成要素が何であるかが明らかにされない場合は、その組合せの構成要素を付加情報として、あるいはその構成要素自身に新規性および進歩性がある場合は発明情報として、いずれか一方であるとして個別に分類することにより組み合わせの構成要素を明らかにすることを検討すべきである。組合せの構成要素を包含する特定の箇所が存在し無い場合は、その組合せを構成する構成要素のそれぞれに従って分類する。

優先ルール

146. IPCのある分野では、優先分類ルールを採用している。この優先分類ルールは、分類の整合性を向上させることを目的としている。一般ルールとは対照的に、優先ルールでは、当該分野のすべてのグループ間に一般的な優先ルールが適用される。これを可能にするために、分類表は特定のルールに特に適応している。たとえ一般的な優先ルールが適用されていても、例えば、主題事項の異なる観点を分類する必要がある場合や、分類することが望ましい付加情報を主題事項が含んでいる場合は、多重分類が可能である。優先分類ルールが採用される分野では、こうした分類ルールの対象となる最初の箇所の前に、あるいは階層上より上位にある箇所に表された注により、多重分類が可能であることが明示されている。

ファーストプレイス優先ルール

147. IPCのいくつかの箇所では、ファーストプレイス優先ルールが用いられている。このルールが適用される場合は、次のような注で明示される：“このサブクラス/メイングループ/グループでは、ファーストプレイス優先ルールが適用される、すなわち、階層毎に、相反する指示がない限り、最初に適した箇所に分類する”。例えば、グループ B62M 6/00 または G03F 1/00 の関連する注を参照されたい。このルールに従うと発明の技術主題は、最下位の階層にある、分類するのに適したサブグループを選択するまで、各階層で技術主題の何れかの部分を包含している最初のグループを順次特定することにより、発明の技術主題を分類する。1件の特許文献に特定の技術主題が複数開示されているときは、各技術主題それぞれにファーストプレイス優先ルールを適用する。

148. ファーストプレイス優先ルールが導入された分類表には、グループの標準配列が記載される。この標準配列は、その分類表の最上位にある最も複雑な又は特殊な主題事項から、その分類表の最下位に置かれたあまり複雑でない又は特殊でない主題事項へと進む原則に従って並べられている。

149. 発明の主題に適切なサブクラスを選択した後は、詳細な分類箇所を特定するために以下の手順を適用する。

- (a) 少なくとも発明の主題の一部を提供しているサブクラスの最初のメイングループを決定する。
- (b) このメイングループの下位にある、少なくとも発明の主題の一部を提供している最初の1ドットのサブグループを決定する。
- (c) 発明の主題を提供している、最も深いサブグループレベル（すなわち、ドット数が最も多いもの）で最初のサブグループを決定するまで、サブグループの連続する階層順に、これまでの手順を繰り返す。

150. もし分類されるべき事項が、ファーストプレイス優先ルールの適用される分野に包含される物の組合せに関連し、かつその組合せについては特定の分類箇所がどこにも提供されていない場合、その組合せは、その組合せの各構成要素のうち、少なくとも1つを提供している最初のグループに分類する。その他すべての組合せの各構成要素で、新規かつ非自明であると見なされたものも、ファーストプレイス優先ルールに従ってそれぞれ分類しなければならない。サーチに重要な情報を表現していると考えられる組合せの各構成要素は、付加情報として分類することができる。

ラストプレイス優先ルール

151. IPCのいくつかの箇所では、ラストプレイス優先ルールが用いられている。このルールが適用される場合は、次のような注で明示される：“このサブクラス/メイングループ/グループでは、ラストプレイス優先ルールが適用される、すなわち、階層毎に、相反する指示がない限り、最後に適した箇所に分類する”。例えば、A61K、C08G、C10Mの関連する注を参照されたい。このルールに従うと発明の技術主題は、適切な最下位の階層で分類するサブグループを選択するまで、各階層レベルでその技術主題の何れかの部分を包含している最後のグループを順次特定することにより分類する。1件の特許文献に特定の技術主題が複数開示されているときは、各技術主題それぞれにラストプレイス優先ルールを適用する。

152. ラストプレイス優先ルールが導入された分類表では、グループ配列は正式には標準化されていない。しかし、グループの配列はしばしば、その分類表の最上位のあまり複雑でない又はより一般的な主題

事項から、その分類表のより低い箇所に置かれたより複雑な又は特殊な主題事項へ順次進むという原則に従って並べられている。

153. 適切なサブクラスを選択した後は、詳細に関する分類箇所を特定するために以下の手順を適用する。

- (a) 少なくとも発明の主題の一部を提供しているサブクラスの最後のメイングループを決定する。
- (b) このメイングループの下位にある、少なくとも発明の主題の一部を提供している最後の1ドットのサブグループを決定する。
- (c) 発明の主題を提供している、最も深いサブグループレベル（すなわち、ドット数が最も多いもの）で最後のサブグループを決定するまで、サブグループの連続する階層順に、これまでの手順を繰り返す。

154. もし分類されるべき事項が、ラストプレイス優先ルールの適用される分野に包含される物の組合せに関連し、かつその組合せに関する特定の分類箇所が何ら提供されていない場合、その組合せは、その組合せの各構成要素のうち少なくとも1つを提供している最後のグループに分類する。その他すべての組合せの各構成要素で、新規かつ非自明であると見なされたものも、ラストプレイス優先ルールに従ってそれぞれ分類しなければならない。サーチに重要な情報を表現していると考えられる組合せの各構成要素は、付加情報として分類することができる。

特別ルール

155. IPCの若干の箇所では、特別分類ルールが用いられる。これらの箇所では、これらの特別ルールが一般分類規則に優先する。特別ルールが適用される場合は常に、関連した箇所（例えば、C04B 38/00、C08L、G05D）にある注で明示される。例えば、サブクラス C08L（“高分子化合物の組成物”）に続く注2 (b) には、このサブクラスでは、“組成物は最も高い割合で存在する1つ以上の高分子成分に従って分類される；もしこれらすべての成分が同じ割合で存在するならば、その組成物はこれらの成分の各々に従って分類される”ことが明記されている。

XII. 特許文献における分類記号とインデキシングコードの表記法

156. 分類記号とインデキシングコードの順序は次のとおりである：

- (a) 発明情報を示す分類記号。この分類記号の中で発明を最も適切に示す記号を最初に記載すべきである。
- (b) 二次的分類を示す分類記号
- (c) 付加情報を示す分類記号
- (d) インデキシングコード

157. 分類記号及びインデキシングコードは、各行に記号又はコードを1つのみ有する1又は複数の列の表形式で表示される。前述の156項による順序は、第一列を下方向に、次いで第二列を下方向に、以下同様に進行すべきである。

158. 特許文献が、少なくともその一部についてメイングループのみに分類されている場合は、IPCのバージョン表記を、略称“Int.Cl”に続き丸括弧で囲んで表示しなければならない。ほとんどの序は、特許文献をフルIPCで分類するか、またはメイングループの記号のみで分類するか of いずれか一方の方法で分類している（後述の161項の例(a)及び(b)を参照）。特許文献をフルIPCで分類する場合、付与されたそれぞれのIPCの分類記号のバージョン表記（上述の42(b)項参照）を丸括弧に入れて分類記号の後ろに置く。ただし、(2006.01)より以前のバージョン表記はすべて、(2006.01)に置換されるべきことに注意しなければならない。

158の2. IPC第7版までの以前の版で分類の版は通常、略称“Int.Cl”の直後に印刷された、上付き文字のアラビア数字により示されていた。従ってIPC第5版に従って分類された文献に記載されている略語はInt.Cl.⁵等であった。しかしそれがIPC第初版に従って分類された文献であれば上付き文字のアラビア数字は記載されておらず、IPCのバージョン表記はInt.Cl.のみである。

159. メイングループのみ用いて分類するとき、IPC記号は普通の書体（すなわち、イタリック体ではない書体）で印刷又は表示され、フルIPCで分類するとき、IPC記号はイタリック体で印刷又は表示される。

160. 発明情報の記号は、太字の書体で印刷又は表示され、付加情報の記号は普通の書体（すなわち、太字ではない書体）で印刷又は表示される。

161. 同一の文献について、フルIPCを用いる場合、メイングループのみを用いる場合、又はフルIPCとメイングループ双方を用いる場合に記載されるIPC分類記号及びバージョン表記を以下に例示する。

(a) フルIPCで分類する場合：

Int.Cl.
B28B 5/00 (2006.01)
H04H 20/12 (2008.01)
H01H 33/65 (2009.01)

このとき：

B28B 5/00	フルIPC（イタリック体）で分類された、発明情報（太字書体）を示す；
<i>H04H 20/12</i>	フルIPC（イタリック体）で分類された、発明情報（太字書体）を示す；
<i>H01H 33/65</i>	フルIPC（イタリック体）で分類された、付加情報（普通書体、すなわち太字書体ではない書体）を示す。

(b) メイングループにのみ分類する場合：

Int. Cl. (2011.01)
B28B 5/00
H04H 20/00
H01H 33/00

このとき：

B28B 5/00 メイングループ（普通書体、すなわちイタリック体ではない書体）のみに分類された発明情報（太字書体）を示す；

H04H 20/00 メイングループ（普通書体、すなわちイタリック体ではない書体）のみに分類された発明情報（太字書体）を示す；

H01H 33/00 メイングループ（普通書体、すなわちイタリック体ではない書体）のみに分類された付加情報（普通書体、すなわち太字体ではない書体）を示す。

(c) 発明情報がフル IPC で分類され、付加情報がメイングループのみに分類される場合：

Int. Cl. (2011.01)
B28B 5/00 (2006.01)
H04H 20/12 (2008.01)
H01H 33/00

このとき：

B28B 5/00 フル IPC（イタリック体）で分類された発明情報（太字書体）を示す；

H04H 20/12 フル IPC（イタリック体）で分類された発明情報（太字書体）を示す；

H01H 33/00 メイングループ（普通書体、すなわちイタリック体ではない書体）のみに分類された付加情報（普通書体、すなわち太字書体ではない書体）を示す。

XIII. IPC で適切に包含されない主題事項のための特別な分類箇所

162. 通常、特許文献において開示されている発明情報は、1以上の分類箇所に適切に包含される。しかしながら、技術の発展に伴い、現行の分類箇所では、新たに開示されるすべての主題事項を適切に提供できないことは必至である。こうした主題事項の分類は必要であるため、技術を限定しないタイトルを有する特別な分類箇所が設けられている。新しい型の主題事項を包含する技術的に定義された分類箇所が新設されるまで、こうした主題事項はこれらの分類箇所に分類される。

163. 特許文献中の発明情報が、その発明に最も適切なセクションの何れのサブクラスにも適切に包含されない場合、この発明情報は、そのセクションの特別な残余メイングループに分類される。それぞれの特別な残余メイングループは、属するセクションの分類記号の後ろに“99Z 99/00”を付けて表示される。特別な残余クラス、残余サブクラス及び残余メイングループはすべて、同じタイトルを有する。

例（セクション A の場合）：

A99Z 99/00 このセクションの中で他に分類されない主題事項

特別な残余サブクラスには、それぞれ以下の標準注を設ける。

“このサブクラスは、以下の主題事項を包含する (a) このセクションのサブクラスに包含される主題事項に分類されないが、最も関連しているものであり、(b) 別の何れのセクションの何れのサブクラスにも明示的に包含されないもの。”

164. 発明情報が、あるサブクラスには包含されるがそのサブクラス内の特定のタイトルをもつグループの何れにも包含されない場合は、その発明情報は、そのサブクラスの残余メイングループに常に分類される。この残余メイングループの利用を促すために、こうしたメイングループは、これらが必要な箇所においては、サブクラス内の分類の最下位に置かれ、可能な限り標準グループ記号の 99/00 が指定される。残余メイングループに分類する前に、別のサブクラス又は同一のサブクラスの他のメイングループに分類できるかどうか十分に検討すべきである。当該主題事項をそれがタイトルで明示されていない箇所に分類する場合について記した、前述の 92 項から 99 項で説明されたような箇所の範囲を尊重すべきである。2以上の異なるメイングループに包含される主題事項の組合せは、他に指示がない限り、残余メイングループに分類すべきでない。組合せ型の主題事項の通常のカテゴリについては、前述の 145 項、150 項、及び 154 項を参照のこと。

165. 特定の発明情報について、適切なサブクラスに残余メイングループが存在しない場合は、適切なセクションの特別な残余メイングループに分類する（前述の 163 項を参照）。

XIV. サーチを目的とした IPC の利用

様々なサーチの種類；サーチの準備；サーチ分野の決定

様々なサーチの種類

166. 公特許文献のほとんどすべてに IPC が付与されている。IPC は、紙文書の又は電子的データベース中の様々なサーチに利用できる。例えば、

- (a) **新規性のサーチ** – “新規性のサーチ”の目的は、特許出願書類で請求されている発明に新規性があるか、または無いかを判断することである。すなわち新規性に関するサーチは、ある発明が、サーチにおいて照会する基準日より以前の日付の時点で既に公開されていたかどうかを確認するために、その発明と関連性を有する先行技術を見つけることを意図している。
- (b) **特許性又は有効性のサーチ** – “特許性又は有効性のサーチ”は、新規性の決定と関連性を有する文献だけではなく、特許性に関する他の基準の評価とも関連する文献を見つけるために行なわれる。例えば、進歩性の有無（すなわち、申し立てられた発明が自明か非自明か）、又はすぐれた効果が得られたか、技術的な進歩が達成されたかどうかを判断するために行われる。この種類のサーチは、当該発明に関連した要素を含むと思われる技術分野が、すべて包含されるべきである。新規性及び特許性のサーチは、主に工業所有権庁がその特許審査過程において行なう。
- (c) **侵害サーチ** – “侵害サーチ”の目的は、ある産業活動により侵害されている可能性がある特許及び公開公報を特定することである。この型のサーチのねらいは、ある特許が、その産業活動又はその一部を含めた、排他的権利を与えているか決定することである。
- (d) **情報サーチ** – “情報サーチ”は、照会者に特定の技術分野の従来技術を把握させる。これは、“従来技術のサーチ”ともよく呼ばれる。この型のサーチでは、研究開発活動のための背景情報を得ることができ、さらにその特定分野に公開公報が既にあるかどうか確認することができる。さらに、この種類のサーチを行う他の理由は、使用される技術に代わるような代替的技術を決定する必要があること、又は、ライセンスを申し込んでいる特定の技術若しくは取得を検討している特定の技術を評価する必要があるからである。

サーチの準備

167. サーチを行なう前に、そのサーチの技術主題を明確にしておくことが極めて重要である。ある種類のサーチ（例えば、“特許性のサーチ”）には、2以上の技術主題をサーチすることが必要かもしれない。サーチャーは、サーチする技術主題を明確に決定した後は、この技術主題に適切な IPC 分類箇所を特定しなければならない。問題の技術主題を検討することにより、この技術主題と明らかに関連している技術分野を広く又は限定して包含している1つ以上の用語（技術用語）を特定することが可能になる。

サーチ分野の決定

168. 技術主題と関連性を有する技術用語を特定したら、IPC のキーワードインデックス若しくは電子公開の中での用語検索を用いて、分類体系をサーチすることが望ましい。キーワードインデックスは、サーチャーに IPC の的確なグループを示すであろうが、IPC のメイングループ又はサブクラスを示すに留まる場合もしばしばある。キーワードインデックスのイントロダクションには、推奨される利用方法が記載されている。キーワードインデックスは決して、IPC の何れかの分類箇所の代わりとはならず、IPC 中の何かの効果を修正するものであると解釈してはならないことに留意すべきである。

169. キッチワードインデックスや電子公開中の用語検索を用いることによっても適切なサーチ分野が分からない場合は、サーチャーは、IPC の8つセクションにくまなく目を通し、タイトルを見て可能性のあるサブセクション及びクラスを選択すべきである。次に、選択したクラスとその下位にあるサブクラスを調べ、問題の主題を包含すると思われるサブクラスに注目する。当該主題を最も十分に包含するサブクラスを選択すべきである。

170. 適切なサブクラスを決定する別の方法は、特許文献のフルテキスト又は要約からなるデータベースにおいて、特定した技術用語を用いてテキストサーチを行なった後に、サーチ結果の文献に付与された分類記号を統計的に分析することである。文献の分類記号に最も頻繁に表されるサブクラスが、サーチ分野に包含されるように考慮すべきである。

171. 適切なサブクラスを選択した後は、選択したサブクラスタイトルに表示されている参照及び注をチェックし、サブクラスのより正確な内容を見たり、関連するサブクラスとの境界を特定したりする必要がある。これにより、望む主題が別の箇所にあることが分かる場合もある。選択したサブクラスに定義が作成されていれば、定義はサブクラス範囲を最も正確に表現しているため、これを詳細に検討すべきである。

172. 次に、このサブクラス中のメイングループをすべて調べ、メイングループのタイトル並びに注及び参照を考慮した上で、最も適切なメイングループを決定すべきである。サブクラス内を素早く把握するには、サブクラスの冒頭に記載されているサブクラス内の索引を利用するとよい。

173. サーチャーは、適切なメイングループを決定した後は、1ドットのサブグループを調べ、問題の主題に最も適切と思われるグループを特定すべきである。この1ドットのサブグループが、2以上のドットを有する下位に展開されるグループを有する場合は、サーチのために選択するグループは、最も階層が深い（すなわちドット数が最も多い）最も適切なグループである。

174. 選択したグループが他のグループに対する優先参照を含んでいる場合、例えば、選択したグループが“7/16… (7/12 が優先)”という形式で表現されている場合、選択したグループだけでなく優先するグループもサーチすることが必要である。すなわち、この例で言えば、グループ 7/16 の技術主題に加えグループ 7/12 の技術主題を包含する文献が、グループ 7/12 に分類されるため、グループ 7/16 だけでなく 7/12 もサーチすることが必要である。その一方で、問題の主題が 7/16 の技術主題に加え 7/12 の技術主題をも包含している場合、一般的にはグループ 7/16 をサーチする必要はない。

例: C08F 2/04 溶液重合 (C08F 2/32 が優先)
 C08F 2/32 油中水型乳濁液中における重合

特定の溶媒中で起こることに特徴がある重合は、これらの箇所の何れかにあり得る。よって、これらの箇所双方をサーチする必要がある。しかし、問題となる重合が油中水型乳濁液の中で起こり得ない場合、C08F 2/32 をサーチする必要はない。

175. 選択したグループが、優先ルール、例えばラストプレイス優先ルールなどに、全体的に従っているサブクラスに又はその一部にある場合、サーチする技術主題の観点を包含している可能性のある他のグループを特定するために、優先されるグループの範囲には特に注意すべきである。

176. サーチャーは、選択したグループのサーチが完了した後は、問題の主題を包含する、より範囲の広い主題が分類されていることがあるため、階層的にそのグループより上位にあるグループ（すなわちドットがより少ないグループ）を検討することができる。

177. IPC の各分野については、多重分類又はインデキシングが採用されている場合、検索式をより具体的にするために、サーチにはまず分類記号の組合せ又は分類記号と関連するインデキシングコードを用いる

ことが推奨される。完全なサーチ結果を得るため、後に、最も適切な分類記号のみを利用することにより検索式の範囲を広げることができる。

178. 関連文献のサーチに失敗した場合、IPCの適切な分類箇所を用いていないということかもしれない。この場合、問題の技術主題を別の方法で表現し、サーチ分野を決定する手順を再検討すべきである。

XV. 文献の再分類

179. 知的財産庁は最新版のIPCに従って特許文献を再分類するが、その目的は、最新版のIPCのみを用いた特許文献のサーチが実施可能であり、失効したIPCに依存する必要を排除することが可能であると保証することである。

180. IPC改正の間(上述の11項~13項を参照のこと)、特許文献に付与されたIPC記号を保存するためだけでなく、IPC改正の都度これらの記号の更新を管理するための分類参照データベースとして、(欧州知的財産庁(EPO)が運営主体の)特許文献データベース(DOCDB)を正式に使用する。DOCDBに保存されている特許文献は、現在有効なIPCに基づいて分類される。分類表の改正期間中、このデータベースから抽出されたデータを使って、関連ファイルの再分類に参加している各知的財産庁への作業が分担される。

181. 再分類情報はDOCDBデータベースに保存されており、他のデータベースのコンテンツを更新するためにDOCDBデータベースの複製の提供が可能である。すなわち分類データが保存されたデータベース経由して、例. WIPO及び各知的財産庁のインターネットサイトを介して並びに商用ホストを介して二次的にアクセスすることが可能である。

182. [削除]

182の2. 特許協力条約(PCT)の最小限資料の再分類が未だ完了されていないことが確定される場合は、利用者に対し注意を喚起するために、分類表中に警告が置かれる。その様な警告はIPC改正の影響を受ける主題事項がIPC改正前に分類されていた箇所を確認するための、関連する改正コンコルダンスリスト(RCL)に言及している。この様な警告が分類表に存在する限り、探索者は完全なIPCの探索を実施するために、再分類前の移動元のグループと移動先のグループの両方の探索を検討すべきである。当該再分類に関する警告は、実施中のIPC再分類の影響を受けるグループの近傍に置かれるべきである。しかし、メイングループの下位の複数のサブグループが再分類による影響を受ける場合、当該警告はメイングループの段階に置かれることがある。

XVI. 用語解説

分類用語及び表現；分類において用いられている技術用語及び表現

分類用語及び表現

183. この用語解説では、意味及び使用法の説明が必要な IPC の諸原則及び諸ルールに関連した用語及び表現の一覧が示される。

- | | | |
|--|---|--|
| 従来技術への付加
(addition to the state
of the art) | = | 問題となっている主題事項と従来技術との差異。 |
| 観点 (aspect) | = | 技術情報を捉えるときの特徴的な物の見方で、これに基づいて情報を分類することができる。装置の観点の例を挙げると、その装置の機能、材料および応用である。 |
| 分類箇所の基本主題事項
(basic subject matter of
a classification place) | = | 分類箇所のタイトル及び定義により包含されることが明示的に述べられている主題事項。すなわち、主題事項そのものであって、主題事項がその一部となっている組合せではない。 |
| ボーダーライン (ライン)
(borderline (line)) | = | 明確に述べられた、分類箇所間の境界。 |
| 主題事項のカテゴリー
(categories of subject
matter) | = | 発明情報の主な区分。 <ul style="list-style-type: none"> - 生産物の使用方法又は非製造方法若しくは活動の実施方法 - 生産物、例えば、製造物品 - 生産物の製造方法 - 装置、及び - 生産物を製造するための材料。 |

これらのカテゴリーは、文脈により判断される。例えば、(1) 製造方法の生産物は、それ自体が別の生産物を製造するための材料となり得る。(2) 生産物の製造方法は、同時に、当該生産物を製造する材料を使用する方法にもなり得る。

- 組合せ (combination) = ある目的のためにまとめられる 2 以上の工程又は構成要素から成る、当該 2 以上の工程又は構成要素全体としての技術的な「もの」。例えば、
- 3 工程からなる製造方法は、ある製品を共に製造する 3 つの工程の組合せである。
 - 5 成分から成る化学組成物は、各々の成分が単独では有さない特性を有することがある 5 つの成分の組合せである。及び、
 - 車椅子は、人を着座状態で移動させるよう意図された、椅子と車輪の組立部との組合せである。
- しかし、用語「組合せ」と「組合せの各構成要素」は、相対的な用語である。よって、前述の最初の例は、第 4 工程を加えればより大きな組合せの構成要素と考えられる。前述の三番目の例では、車輪部は車椅子の組合せの構成要素であるのと同時に、それ自体が、タイヤ、スポーク、リムからなる組合せである。
- 実施態様 (embodiment) = 特定の開示例であって、開示中の別の箇所でもより一般的に述べられている発明概念を、どのように実施できるか示す、特定の、開示された例。
「属」を参照。
- グループのファイルスコープ (file scope of a group) = 主題事項がグループの範囲内に包含されるが、その下位で展開されているサブグループのいずれにおいても明示されていない。サブグループを一つも持たないグループについては、そのグループの範囲とファイルスコープとは、同一である。サブグループを新たに有するグループについては、そのグループの範囲は変わらないが、ファイルスコープは縮小する。グループのファイルスコープとは、グループそれ自体に分類されるが、そのサブグループのいずれにも分類されない、主題事項の残余である、と理解することができる。
- 属 (genus) = 共通の制限を有する主題事項のあるカテゴリー内における実施態様のグループ分け。
- 亜属 (subgenus) (つまり種 (species)) は、ある属内のサブグループである。
- 究極種 (ultimate species) は、ある属内で最も特定のな実施態様である、すなわち明らかな変動の無い実施態様である。この表現は主に化学技術において用いられる。
- 例:
「無機化合物」を属として考えると、「無機塩類」又は「ナトリウム塩」は、「亜属」又は「種」であり、「塩化ナトリウム」は、「究極種」である。
- グループ枝 (グループ配列) (group branch (group array)) = サブクラスの一部。以下から成る。
- 特定のメイングループ又はサブグループ。及び
 - サブクラスの下位にインデントされるすべてのサブグループ。

インデント（行頭の字下げ）
(indentation/indent) = 分類表中にある複数のグループの階層分類上の関係を視覚的に表したものの。インデントは、あるグループに含まれる主題事項の一部を、そのグループの下位のサブグループに細展開していることを示している。サブグループと、その「親」グループとの従属関係は、サブグループのタイトルを「親」グループのタイトルの下方に、さらに右方向にずらす様に配置し、さらにサブグループのタイトルの前に、その「親」グループのタイトルの前にあるドット数より1つ多くドットを付けることにより、IPC分類表中で示される。

例:

H01S 3/00 レーザ
 3/09 ・ 励起方法またはその装置, 例. ポンピング
 3/091 ・ ・ 光学的ポンピングを用いるもの
 3/094 ・ ・ ・ コヒーレント光によるもの

この例でサブグループ H01S 3/094 は、サブグループ H01S 3/091、H01S 3/09 および、サブグループ H01S 3/094 の上位のメイングループ H01S 3/00 に連続して従属している。この様な階層分類上の段階およびインデントを使用しない場合は、サブグループ H01S 3/094 は、「コヒーレント光による光学的ポンピングを用いるレーザの励起方法または装置」という様なタイトルを必要とするであろう。

(特許文献中の) 発明情報
(invention information
(in a patent document)) = 従来技術とともに考えると、従来技術への付加（例えば、公知の課題を解決する技術）であることを示す、完全な開示例えば、明細書、図面、請求項）の中で記載されている、すべての新規かつ非自明の主題事項。通常「発明情報」は、特許文献の請求項を指針として判断されるべきである。

発明性のあるもの
(inventive thing) = 発明情報の何らかの部分であって、それ自体新規かつ非自明であるものを意味する。

複数の (multiple, multi, multiplicity of, plural, plurality of) = 検討中の2つ以上のもの。例えば「多段階」工程とは、2つ以上の段階からなる工程を意味し、「多重」チャンネルとは2つ以上のチャンネルを意味する。

対象物 (object) = あらゆる実体のある技術主題。例えば製造物品、装置、または一材料。

義務的分類
(obligatory classification) = 特許文献の発明情報を完全に表すために必要な分類。

並列グループ (同階層グループ)
(parallel groups
(coordinate groups)) = 同じ1つ上位の分類箇所（すなわち「親」のサブクラスまたはグループ）に従属するグループで、階層上の段階（インデント）が同じであるグループ。

例: 同じサブクラス中のすべてのメイングループは、並列（同階層）である。

参照 (Reference)	=	IPCの他の箇所を指向する参照で、(技術的な)主題事項を記述する語句からなり、続いてそれが包含されるIPCの分類箇所(複数もあり)が記載される。 例： A47B 25/00 カード用テーブル, 他のゲーム用テーブル(ビリヤード用テーブル A63D 15/00)
限定参照 (Limiting reference)	=	下記2カテゴリーの1つである参照： － 範囲限定参照 － 優先参照
範囲限定参照 (Scope-limitation reference)	=	この参照が付されている分類箇所から、通常はその分類箇所に包含される主題事項を明確に除外する参照－ 前述の 39(a)項も参照のこと。
優先参照 (Precedence reference)	=	他の箇所が「優先する」ことを指示する参照で、2つの箇所に分類できるか、または分類する主題事項の異なる観点で別の箇所に包含される場合で、これら2箇所のうちの1箇所にのみ分類することが望まれる場合に利用される参照－ 前述の 39(b)項も参照のこと。
非限定参照 (Non-limiting reference)	=	下記3カテゴリーの1つである参照： － 応用指向参照 － 残余箇所からの参照 － 情報参照
応用指向参照 (Application-oriented reference)	=	(通常は機能指向箇所に付された参照で) 検討中の主題事項が特定の目的に特別に適しているか、その目的のために用いられるか、あるいはより大きな系に組み込まれている場合、その検討中の主題事項が包含されている箇所を指示する参照－ 前述の 39(c)項も見よ。
残余箇所からの参照 (Reference out of a residual place)	=	残余箇所に出現する参照で、検討中の主題事項を包含(分類)すべき箇所を明示する。従って当該残余箇所に優先する参照－ 前述の 39(d)項も参照のこと。
情報参照 (Informative reference)	=	サーチにおいて重要となりうる主題事項の分類箇所を指示する参照であるが、その主題事項は、参照が置かれた分類箇所のスコープにはない。－ 前述の 39(e)項も参照のこと。
残余メイングループ (residual main group)	=	サブクラス系列内のメイングループであって、いずれかの技術的特徴で定義されず、当該サブクラスの他のメイングループのいずれかで包含されてない主題事項を包含するメイングループ。
残余箇所 (Residual place)	=	検討中の主題事項を包含(分類)するIPC分類箇所が他にない場合に、そしてそのような場合のみに、分類が検討されるべき箇所－ 87の2項も参照のこと。

二次的分類 (secondary classification)	<p>= IPC 分類表のある部分には、IPC 分類表の効果を向上させるために二次的分類のための分類表が提供されている。</p> <p>二次的分類とは、IPC の他の箇所でも部分的にまたは完全に包含される観点を典型的に包含する分類表に関連し、それにより、分類記号が常時他のサブクラスの分類記号と共に割り当てられ複数の分類箇所にもまたがって組み合わせられた分類記号を用いて主題事項の補足的探索サーチを可能にするため、分類記号が常時他のサブクラスの分類記号と共に割り当てられる。</p> <p>二次的分類のための分類表の分類記号は、上述の第 156 項(a)で示されている意味で、特許文献に付与される際は最初に記載されない。二次的分類の記号は、必要に応じ「発明情報」または「付加情報」の何れかに対して付与することができる。</p> <p>二次的分類のための分類表の例は上述の第 107 項の 2 に示されている。</p>
固有スコープ (specific scope of a group)	<p>= グループの分類表の範囲内にあり、且つ下位に明示されている如何なるサブグループにおいても明記されていない主題事項。サブグループを持たないグループに対しては、全体のスコープおよび固有スコープは同一である。グループの下位に新たにサブグループが設けられると、そのグループの全体の技術範囲は変わらないが、固有スコープは縮小される。グループの固有スコープは当該グループ自体における残余の主題事項として理解され得るが、そのサブグループにおいてはではない。</p> <p>本指針の過去の諸版においては、「ファイルスコープ」という表現が「固有スコープ」に代わって用いられた。したがって、当該 2 つの表現は同義であると理解しなければならない。</p>
グループの標準配列 (standardised sequence of groups)	<p>= より複雑な主題事項からあまり複雑でない主題事項へ、及び、特殊化された主題事項から特殊化されていない主題事項へと並べる原則に従った、グループの配置。</p>
サブクラス系列 (subclass scheme) 組合せの構成要素 (subcombination)	<p>= サブクラス内のグループの規則的な配列。</p> <p>= 「もの」全体を形成する工程又は成分の部分集合。1 つの組合せの構成要素には、1 つ以上の成分又は工程が含まれる場合がある。</p> <p>組合せの構成要素の例には以下がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 3 工程からなる製造方法のうちの連続した 2 つの工程。 - より複雑な組成物の成分のうちの、幾つかの成分のみから成る 1 つの組成物。及び、 - 車椅子の車輪。 <p>組合せの構成要素は、それ自体が更なる組合せの構成要素から成ることがある。</p>
発明の (技術) 主題 (technical subject of inventions)	<p>= 方法、生産物、装置、又は材料を説明する (技術) 情報で、新規かつ非自明なもの。</p>
従来技術 (the state of the art)	<p>= 既に公知の状態になっている、あらゆる技術主題事項の集合体である。</p>

- もの (thing) = 実体のあるなしに関わらず、あらゆる技術主題事項を意味する。
 例えば
- 生産物の利用方法又は非製造作業を実施する方法；
 - 生産物（製造物品）；
 - 生産物の製造方法；
 - 装置；及び、
 - 生産物を製造するための材料。

IPCにおいて用いられている技術用語及び表現

184. 用語解説の本箇所では、例えば1つの用語の意味が2つ以上あり、その中から意味を選択する必要がある又は、ある用語が一般的な用法ではなくてより精確若しくは限定された方法で使用される場合に、用語の意味又は用法に関する多少の説明が必要とされる、IPC中で用いられている用語の中の、一部の技術用語及び表現の一覧を示している。この用語解説でなされている説明は、厳格な定義であると見做してはならない。技術用語又は表現の意味は常に、取り扱われている技術主題とともに考えなければならない。

185. 本指針の最初の方で、例えば前述の 53 項～65 項で定められている一部の用語及び表現の定義に注意する。

186. IPCの中に定められているすべての定義は、その定義のおよぶ範囲においてこの用語解説にある説明に優先する。

187. 以下の略称が使用されている。

(形) 形容詞； (名) 名詞； (動) 動詞

- 適合、適用 (adaptation) = 1. ある条件を満たすための変更；
 2. そのような変更を具体化するもの
- 装置 (apparatus) = その機能又は構造上の特徴についての用語で記載された、以下の目的で用いられる機械又は装置にかかる主題事項のカテゴリ。
 - 生産物を製造するため、又は、
 - 非製造方法及び活動を実行するため。
- の配置 (arrangement of) = 組立て、又は相互の配列。この用語は関係するひとつの対象物の変更を含むことができるが、これはこの様な変更が配置に重要な意味がある場合に限る。
- のための装置 (arrangements for) = 特殊な機能を遂行する手段であって、通常それ自体変更できるものの組合せを含む。例えば、F16D 23/02 同期作用のための装置。
- 観点 (aspect) = 技術情報を捉えるときの特徴的なものの見方のこと。これに基づいて情報を分類することができる。装置の観点の例を挙げると、その装置の機能、材料および応用である。
- 特徴 (名) (characteristic) = 他と区別する特性。
- 化学組成物 (chemical composition) = 各々化学的に結合していない、2以上の個別の化学物質（例えば、化合物又は構成成分）からなる生成物。合金は、通常は組成物であるが、化合物である場合もある（例えば、金属間化合物など）。

化合物 (chemical compound)	=	化合物とは、化学結合により互いに結びついている原子から成る物質。
制御する (動) (control) ; 制御するもの (controlling) (速度または電圧など下記に定義した変数(variable)が影響を受ける状況)	=	変数に何らかの影響を与えること。例えば、その方向や値を変えること (値をゼロにすること、値をゼロから動かすことを含む) 、それを一定の状態に保つこと、またはその変化の範囲を制限することなど。制御は自動である必要はなく、何らかの測定や試験を伴わなければならない必要もない。“調節 (regulation) ”の行を参照。
エンジン (engine)	=	流体の圧力エネルギーから、例えば部材の回転又は往復運動のような機械的動力を生むための機械。
本質的 (essential)	=	その特徴がなければ他のグループに分類する必要がある場合、その特徴はそのグループへの分類に本質的である。
特性 (feature)	=	もののいずれかの属性、例えば、その形状、目的、使用方法、部分又は性質。
流動性の (形) (fluid)	=	気体又は液体の性質を有する。
流体 (名) (fluid)	=	すべての気体又は液体。
伝動装置 (gearing)	=	機械的運動又は機械的力を伝達する機械的、水力的、電気的又はその他の手段。
取扱い (handling)	=	材料又は対象物の性質をたとえ一時的にせよ意図的又は本質的に変えず (例えば、変形、加熱、帯電をすることなしに) 、これらを取り扱うこと。例えば、移送、貯蔵、位置決め、分配、巻き付け、荷積み。
ラミネート (lamine)	=	多かれ少なかれ連続的に接触し互いに接合された複数の層よりなる実質的に均一な厚さを有する材料、例えば、合板。各層は不連続でもよいが隙間があってはいけない。
積層体 (layered product)	=	互いに固着した何らかの形態 (例えば、蜂の巣状、波状) の複数の層 (連続的、不連続的、又は間隙のある) からなる材料。通常全面にわたって実質的に均一の厚さのもの (すなわち、波状表面層によって作られるような部分的変化は無視する) ; 物品、例. 容器、の形でもよい。この用語は層間又は層中に空間を有する材料を含むので“ラミネート”より広い範囲の表現である。
手動で (manually)	=	手で ; 限定的に記載されていなければ人体の他の部分で。
材料 (material)	=	主題事項のカテゴリの 1 つであってあらゆる原料、中間生産物又は生産物の製造に影響を与える組成物を含む。
測定する (measure)	=	ある値又はそのデータとの関係を決定し得るようになる (クラス G01 の定義も参照) 。
監視する (動) (monitor)	=	望ましくない状態が発生したときに、作動をなすか若しくは開始できるように、又は信号を発することができるように、連続的又は周期的に (人間又は器械により) 注視し続ける。

原動機 (motor)	=	他の任意の形態のエネルギーから機械的運動を生み出す装置；その運動は連続的動作でも間欠的動作でもよい。この用語は“エンジン (engine)” を包含する。
複数の (multiple, multi, multiplicity of, plural, plurality of)	=	検討中の2つ以上のもの。例えば「多段階」工程とは、2つ以上の工程を意味し、「多重」チャンネルとは2つ以上のチャンネルを意味する。
重要な (of interest)	=	記載された文脈において重要である特性を有する。
適切な (pertinent)	=	その分野に重要な性質の。例えば、F02M17/00 (“…適切な特徴を有する気化器”) において、その特徴はサブクラスタイトルに従って燃焼エンジンに供給する目的に特有でなければならない。
プラント (plant)	=	所望の成果を生み出すための機械、装置などの組合せ。ここでは、各機械などは別のものとして扱うことができ、かつしばしば別々に研究される機能をなすものであって、構造上部分も注目できるが全体の機能のみが通常注目される“装置”とは対立する。例えば、破砕機、コンベア、篩及び鉱滓分離機からなる鉱石処理プラント、又はスチーム供給若しくは運転に関して関係づけられた2つのエンジンからなるエンジンプラント。
可塑的 (形) (plastic)	=	所望の形状になりかつそれを保つために、いずれの方向の力によっても、部分的に又は全体として多かれ少なかれ容易に変形可能な。
プラスチック (形) (plastics)	=	プラスチックの
プラスチック (名) (plastics)	=	高分子化合物又はそのような化合物を基礎とした組成物、例えば、合成樹脂。
調製、調製品 (preparation)	=	1. 種類を問わず物質、材料、化合物又は組成物の製造； 2. その後の処理等のための半完成の材料又は物品の前処理； 3. 特定の目的、例えば、薬用、のための組成物。
生産物 (product)	=	ある方法に起因する物品又は組成物、及び、構造上の特徴又は物理的若しくは化学的性質によって定義される物品又は組成物にかかる主題事項のカテゴリーの1つ。
調節する (regulate) ； 調節 (regulation)	=	変量を自動的に望ましい値または望ましい範囲内の値に維持すること。望ましい値または範囲は、固定されることもあり、人為的に変更されることもあり、また予め定められた“プログラム”や他の変量の変化により時間の経過と共に変更されることもある。調節は“制御 (control)” の一つの形態である。
素材 (stock)	=	何らかの前工程が原因となる (半完成品) 特定の形状の (不定長であることもある) 固体材料片であって、物品の生産中に (何らかの成形又は他の工程の前後で) 当該個体材料片が分割される工程において用いられる。“Stock” はこれとは別の意味も有することがある。この場合は、分類するために自国の定義を含む用語解説を確認するよう IPC の利用者に推奨する。

処理 (treatment)	=	材料又は対象物に所望の結果を生じさせるための方法又は一連の方法の使用。処理は材料又は対象物の性質を完全に変えるものでもよい (例えば、化学処理) ; そうでない場合はこの用語は形状を変えることを含んでいるけれども全体の形態を変えずにある性質を変えること (例えば、加熱、被覆、つや出し、殺菌、磁化) を通常目的とする。その効力は一時的であっても、永久的であってもよく、又対象物の全体でも部分でもよい。
用途 ; 使用 (名) (use)	=	1. 物が用いられる目的又は技術分野 ; 2. 物が用いられる事実又は用いられる態様。
値 (value)	=	変量の又は測定可能な定量の大きさ又は数値的表現。
変量 (名) (variable)	=	測定可能な量又は性質。変化するものであるが変化している必要はない、例えば、長さ、速さ、電圧、色。この様な量又は性質は所定の実在物について又は所定の環境において、値が一定のままであることがあるので、変量の測定手段は一般に性質の定量の測定と同一である。したがって、変量といった場合そのように解釈しなければならない (セクション G の注参照)。
仕上げ処理加工 (working-up)	=	所望の最終状態又は形態を得るために物質を処理すること、例えば、顔料の混入することによる着色、粒状化、薄板又は物品の生産。